

E U加盟準備状況と予想される ビジネス環境の変化 (エストニア・ハンガリー・スロベニア・チェコ・ポーランド)

欧州委員会は2000年11月、「EU加盟候補国の加盟準備進捗状況についての報告書」、いわゆるプログレスレポートを公表しているが、これに対する各国の反応は様々である。エストニア、ハンガリー、ポーランドなど準備が進んでいると評価された国は好意的に受け止めているが、チェコは近隣のハンガリー、ポーランドに遅れを取ったとして予想外に厳しい評価を受けとめている。2000年12月の仏ニースでのEU首脳会議にて、EU拡大についての具体的なゴールが臆げながら提示されたが、2001年6月のスウェーデン・ヨーテボリの首脳会議では早期加盟国は2002年までに加盟交渉を終了できるとし、新規加盟が一層現実味を帯びてきた。EU加盟準備の進捗に伴い、貿易・投資制度などビジネス環境の変化が予想される。中・東欧諸国で活動する、もしくは同地域企業と取り引きする企業は注意が必要である。

本レポートでは、98年3月からEU加盟交渉を開始し、加盟候補国の中でも比較的準備が進んでいるとされるエストニア、ハンガリー、スロベニア、チェコ、ポーランドを取りあげ、現地側からみた加盟交渉の進捗とビジネスへの影響について報告する。

順調に進むEU加盟交渉（エストニア）

ヘルシンキ事務所

エストニアは98年3月から欧州委員会と加盟交渉を開始し、加盟目標時期を2003年1月1日と設定したが、加盟交渉は99年夏までに一段落し、現在は残りのEU加盟基準項目について主に交渉というより文書審査が行われている段階である。同審査に並行してエストニアがこれまでEUから指摘された問題点を克服しているかを確認する作業も同時に行われている。ジェットロ・ヘルシンキでは現地の政府、外資系企業にインタビューし今後の展開を探ってみた。

1. EU加盟交渉の進捗状況

(1) 外務省の反応

加盟交渉はこれまでのところ計画通り円滑に行われていると外務省では見ている。加盟交渉31項目のうち29項目にわたって既に政府の立場を提出済である（表1～3参照）。

エストニアは、関係の良好なスウェーデンが議長国である2001年上半期中に最優先項目である環境、サービスの自由な移動、運輸政策などの項目について交渉を終えられる目途

.....

をつけたいとしている。そして、2001年末までにほとんどの項目で交渉を終えることを念願している。

EUのプログレス・レポートについて、エストニアは「EU加盟準備に対するEUのアドバイスが高く評価する」としている。ただし、目標の2003年1月加盟が危ぶまれているとの外部観測については、「加盟交渉の速度はエストニアの準備如何だけではなく、EUと他の加盟候補国との加盟交渉の進捗状況も影響する」と、目標年に達成できないことも視野に入れていることをほのめかしている。

(2) 経済省の反応

経済省によれば、エストニアの財政政策は引き締め気味に推移しており、金融政策も変更がない。投資環境の改善としては、2000年1月施行の「法人所得税撤廃」^(注)がある。企業は配当や親会社への所得移転以外は課税されない。また利益の再投資についても課税されない。

ソ連の崩壊後、より質の高い労働力が求められるようになった結果、賃金レベルが上がり、それが消費者物価へと跳ね返るといふ悪循環が起きたが、98年以降は賃金上昇も緩和して物価にも落ち着きが出ている。

投資環境改善の一環としてエストニアが現在力を入れている分野は労働力の質の向上であり、教育制度の改革や職業訓練所でスペシャリストを育成するなど、人材育成が重要課題と説明している。特にエンジニアリング部門の技術者育成が急務であり、経済効率を高めるためにこの政策はプライオリティーが高い。エストニアではニュービジネス創出や経

営に関するあらゆる経験や資源がまだ十分でなく、これらが大きな課題である。

また、同国では91年の独立以降、極めてオープンな自由市場経済を確立している。関税も他の近隣諸国と比較して既に低いレベルにある。その経済的成功の基礎となったのは政府予算の収支均衡化、ドイツマルクに固定した通貨の安定化、自由貿易投資制度などであると考えられる。銀行制度も近代的で効率的であり、外国投資家は自国に利益・資本の送金が無制限に行える。エストニアの政治的安定、経済のパフォーマンス、リベラルな政策は主要な投資機関から高い評価を得ており、その評価は他の中・東欧諸国より高い。ウォール・ストリート・ジャーナル紙の経済自由度ランキングで、エストニアはデンマーク、フィンランド、ドイツやスウェーデンをも凌ぐ、最も自由な企業経済を有する国と位置づけている。エストニアのGDPの3分の2が民間部門で占められていることはその裏付けといえる。

エストニアへの投資を振興する投資局(Estonian Investment Agency)が投資を考えている外国企業の相談に応じている。また研究開発関連企業には財政的支援も行う上、EU関連支援基金への橋渡しも行う。

エネルギー、鉄道、公共部門は現在民営化が行われている最中である。エストニアはGDPに占める負債率が5%と低率なため外国からの国際融資も受けられる状態にあるといえるが、国際収支との関係を常に考慮している。一方で農業部門の改善は遅れているといえる。

(注) 2000年1月1日施行の税法改定(法人所得税撤廃)のポイント

利益への課税から経費への課税に切り替わったため、利益の有無に関わらず、納税義務が生じる。

課税期間は1年毎から1カ月毎となり、翌月の10日までに前月の課税申告及び納税を行う。

納税は現金払いによる。

法人所得税に代わるフリンジ・ベネフィット所得税は、従業員への給与外特典に対して課され、別途社会税が二重課税される。

2. 外資誘致に不十分な投資インセンティブ

エストニアは他の加盟候補国と異なり、もともと自由化が非常に進んでおり、外資誘致につながる特段の投資インセンティブはほとんど見当たらない。2000年1月から施行された法人所得税の撤廃についても内外無差別であって、外国資本のみを対象とするわけではない。

特殊なインセンティブとしては「民営化関連の取引に係る国税（手数料を含む）免除」とか、「特定地域へ投資する企業に対する設備の更新・購入経費の税控除」などの制度がある程度である。さらに「インフラ未整備地域への投資に対する交付金支給」などの制度もあるが、これはまだ適用されていない。

直接的な投資のインセンティブではないが、政府は投資誘致活動を充実させる目的で2001年1月からこれまでの投資貿易開発基金（EIKAS）を改組しエンタープライズ・エストニア（Enterprise Estonia）と改名した。EIKASは投資誘致を行う投資局と輸出振興を行う輸出局の2局で構成されていたが、これに技術局、地域開発局、観光局を合体させ、5局でシナジー効果を目指そうという意図である。これにより投資と地域開発などが同じ組織で扱えるようになり投資促進活動がスムーズになることが期待されている。

3. 進出企業の認識と対応

（1）コカコーラ・バルト社：砂糖価格の上昇を懸念

コカコーラ・バルト社（Coca-Cola Balti Jookide AS）は地元ソフトドリンク・メーカーを92年に買収して設立された。ソ連崩壊後できるだけ早く進出したいという本社の意向を受けてのものだったが、グリーンフィールド型投資（新規投資）と比べて、ソ連式の生産設備を有する被買収企業の近代化は並大

抵ではなかったという。93年末に100%子会社化し、生産設備に1,000万ドルの投資を行い生産効率を向上させることに傾注、現在は操業開始時より工場労働者数は減って約200人を雇用している。エストニアでの同社のマーケット・シェアは48%。エストニア人の1人当たりの年間コーラ消費は70～80本で、最近のファーストフード店舗の増加に比例して消費は右肩上がり続けている。

バルト3国を販売圏とするコカコーラ・バルト社のコーラ生産の80%はエストニアのタリンで行われており、残りはリトアニアで生産されている。インタビューに応じた財務担当重役によると、エストニアのビジネス文化はバルト3国の中でもっとも西側に近く、ビジネスのやり易さが違うという。バルト3国の中ではエストニアが新しい考えやビジネス慣行に一番柔軟であると述べている。

工場での平均月額賃金は約300ドル。98年の経済危機までは賃金上昇が比較的激しかったがその後は落ち着きを見せている。賃金レベルは、意外にも同社のラトビアにある関連会社の水準よりも低いという。

「法人所得税の撤廃」は「現実より聞こえがいい」という。これにはいろんな要素が絡まっているからだが、その一つは「税法」がより複雑になったことが挙げられる。このために同社では専門の経理スタッフを1人雇ったほどである。同財務担当重役によれば、エストニアは法人税を撤廃したが、その代わりに幾つかの「税金に似た」手数料、例えば「動物性食品輸入検査料」などが増えたと述べている。企業は利益とは関係なくこれらの手数料を払わなければいけない。また使用済み容器リサイクル新法などは、使用済みプラスチック容器の回収システムが確立していないため、大きな負担になっているという。

道路など一般的なインフラ整備は今のところ劇的な改善はないが、通信インフラだけは大きく改善されたという。

.....

EU加盟の影響についてはソフトドリンク業界全般に深刻なものがある。それはEUの糖価支持制度による価格上昇である。現在世界の砂糖市場価格は1トン当たり200~220ドルであるが、EU価格では700ドルに跳ね上がり、この原材料価格の上昇はすぐさま消費者価格へと跳ね返ると予測される。

(2) トラム・バルト社：安価なエネルギー・コストと賃金が魅力

トララム・バルト社 (Tolaram Ltd.) はシンガポール資本で、エストニアにバルテックス2000社 (Baltex 2000)、クオリテックス社 (Qualitex)、ホライゾン・パルプ・アンド・ペーパー社 (Horizon Pulp & Paper)、リトアニアにアリタウス・テクスタイル社 (Alytaus Textile) を持つ。

そのトララム・バルト本社の中核となるバルテックス2000社は100%綿織物の生産からスタート、現在は月産500トンの撚糸および月産330万平方メートルの繊維製品を生産している大手である。過去4年間に積極的な設備投資を行い、生産の拡張を行っている。ISO9002も取得済みである。

バルテックス2000社をはじめとするエストニアの繊維製品は、自由貿易協定を締結しているEU諸国に非課税で輸出でき、主要国からは1週間以内で納品できる近さにある。撚糸、繊維の主要市場はイタリア、ポルトガル、スペイン、英国、フランス、ドイツ、スカンジナビア諸国などである。現在、同社の製品はすべてEU諸国などに輸出されている。

クオリテックス社はラトビア国境に近いシンディ市に所在する、超近代的な設備を誇る繊維会社である。96年に地元企業を買収し、ジャージーやフリースなど各種の繊維製品を生産している。

ホライゾン・パルプ・アンド・ペーパー社の前身は旧ケフラ・パペル社 (Kehra Paper) で38年に操業開始、当時は年産4万トンの無

漂白天然クラフト紙を生産できる能力を有していた。ケフラ・パペル社は旧ソ連時代は農業用の紙袋の大手メーカーであったが、ソ連の崩壊とともに生産はストップしていた。95年にトララム社が買収し、従業員568人で再スタート、クラフト紙年産5万トン、農業用紙袋同2,000万袋、ティッシュ同5,000トンの生産能力を持つまでになった。

トララム社は不動産部門も抱えており、その一例がトララム・センターというタリンにあるオフィス・工場ビルである。リース面積20,000㎡の内訳は、事務所6,500㎡、工場13,800㎡で、フィンランド企業やエストニアの銀行などもテナントとして利用している。

インタビューで同社の社長は「旧ソ連企業を買収した頃は操業が非効率的で困難が多かった」と当時を語り、近代化に多大な努力と投資が必要だったと振り返る。当時はエストニア政府も投資を支援する制度を有せず、長期の融資制度もないためフィンランドの金融機関を利用した。現在では空港、港湾、鉄道などのインフラは大幅に改善し、エネルギー価格は他のバルト諸国より安いという。また土地の購入手続き、事業許可の取得手続きなどが他のバルト諸国より簡便で、賃金レベルも月額300ドルと、ラトビアに比べても競争力があるとしている。

EU加盟によって同社の投資方針に変更が出るかとの問いに対しては、「エストニアはエネルギーコストが安い、自由な環境で操業ができ、賃金も他のバルト諸国と比べて遜色ない」とエストニアでの経営に自信を示している。

(3) トヨタ・バルティック社：ラトビアへの自動車買い出しを予測

トヨタ・バルティック社 (Toyota Baltic AS) は、トヨタ・フィンランド (60%) と住友商事 (40%) の合弁で97年に設立、バルト3国のローカル・ディーラー (エストニア

4店、ラトビア2店、リトアニア2店)への卸売りを主業務としている。同社設立前はトヨタ・フィンランドがトヨタ・エストニア(94年設立)に供給、同社を經由して住友商事がラトビアとリトアニアでトヨタ車を販売していた。

トヨタ車の新車市場の占有率はエストニアで9%(第2位)、ラトビアで6%(第4位)、リトアニアで4%(第8位)となっており、バルト3国全体では8%(エストニアが全新車登録台数の50%を占める)となっている。バルト諸国では中古車市場も大きな存在で、全自動車市場の約半分を占めるが、これは自動車がまだまだ平均的国民には手の届かない存在であることによる。

エストニア人にとって自動車はまだまだ「高嶺の花」であるにもかかわらず、「4.5人に1台」というそこそこの普及率を示しているのは、購入者のほとんどが「社有車として購入・登録、個人に貸与」という方法をとるためである。「贅沢品」ではあるもののエストニアの自動車輸入関税が「0%」であることが普及率に貢献している。

同社の従業員は出資会社からの出向を除いて8人、24才から30才代前半と若い。月収はタリン市平均が400ドル台のところ600ドルとやや高めである。99年に前年のロシア危機のあおりを受けて赤字計上したため2000年の賃上げはできなかったが、2001年は前年の業績を反映して5%の賃上げで決着したという。ちなみに市内電車の料金はこの半年で2.5倍に上昇している。

道路事情などインフラ整備については敏感な業種であるが、エストニアの道路事情はラトビア、リトアニアより「劣る」と指摘する。これは旧ソ連時代の政策が影響しているらしい。それでもラトビアへ向かう道路などは1年前に比べると改善が見られるという。一方、鉄道は「100km走るのに3時間かかる」という具合で、いたって評判が悪く、民営化も進

んでいないといわれる。

ガソリンは1リットル当たり約10クローン(1クローン=約7円)で他のバルト諸国より安く、インタビューを行った3月22日現在、ディーゼルより安いという。

他方、タリン港は整備が進んでいるという。

EU加盟後の同社への影響についてはまだ定かなことはわからないとしながらも、エストニアが第1陣で加盟、ラトビアやリトアニアが未加盟という事態になれば、自動車への関税が他のEU諸国同様に課税されることになるので、ラトビアに自動車を買うに行く消費者が増えるのではと見ている。ラトビアからエストニアへの輸入には自由貿易協定により課税されないと見込まれているからである。

2000年1月からの法人税撤廃については、「毎月の申告に切り替わったためかえって手間が増えた」と、他のインタビュー企業同様、同社でも評価していない。課税の仕組みがこれまでの決算後の利益を対象としたものではなく、それ以前の経費の段階で税金が課せられることになったため、利益が出る出ないにかかわらず、税金の支払が生じている点は赤字企業には問題である。特に企業から個人への自動車貸与、社宅、飛行機でのビジネスクラス利用などはそれまで見過ごされてきたが、2000年から「フリンジ・ベネフィット」として厳しく査定され、税金を徴収されるという。

この「法人税撤廃」はもともと外資を誘致し、内部留保や再投資を行う企業を増やす狙いがあったが、国内企業からは以前の方式に戻すよう要求が上がっており、今後の政府の対応が注目されるとトヨタ・バルティック社は述べている。

エストニア経済の景況は「上向きになりつつある」とみており、特に自動車購入ローンなどの金利が以前の12~13%から10%へ低下したことが効いているとしている。

(長田 榮一)

.....

(参考)

エストニアのEU加盟交渉の経緯

表1 過去2年間の交渉開始状況

年	EU議長国	開始された交渉項目
1998年下期	オーストリア	7
1999年上期	ドイツ	8
1999年下期	フィンランド	8
2000年上期	ポルトガル	6
合計		29

表2 加盟交渉の進捗状況(終了分)

番号	項目	現状
16	中小企業	1998年11月10日終了
17	科学・研究	1998年11月10日終了
18	教育・訓練	1998年11月10日終了
12	統計	1999年6月22日終了
15	産業	1999年6月22日終了
19	通信・情報技術	1999年6月22日終了
23	消費者保護	1999年6月22日終了
11	経済通貨同盟(EMU)	1999年12月7日終了
8	漁業	2000年4月6日終了
26	対外関係	2000年4月6日終了
27	共通外交・安全保障政策(CFSP)	2000年4月6日終了
5	会社法	2000年4月6日終了
4	資本の自由移動	2000年5月26日終了
13	社会政策・雇用	2000年10月5日終了
20	文化・オーディオビジュアル政策	2000年11月14日終了
1	商品の自由移動	2000年12月4日終了

表3 加盟交渉の進捗状況（継続分及び未開始分）

番号	項目	現状	交渉のポイント
25	関税同盟	1999年5月19日開始	関税コードや実施規則を定めるなどハーモナイゼーションを加速する必要あり。
6	競争政策	1999年5月19日開始	競争法の合併規制を修正する必要あり。その他施行令を定める必要あり。
9	運輸政策	1999年11月12日開始	重車両税を2005年まで移行期間として認めて欲しい旨要請。
10	税制	1999年11月12日開始	風水力発電へのVAT非課税の廃止、たばこ・燃料の物品税の調和化に移行期間を要請。
14	エネルギー	1999年11月12日開始	90日間の石油備蓄は設備が高く付くことからエストニアには問題。
3	サービスの自由移動	1999年11月12日開始	最低2万ユーロの保証金制度に関し2010年までの移行期間を要請中。
22	環境	1999年12月7日開始	オイルシェール産業について2013年までの移行期間を要請。
28	財務管理	2000年4月6日開始	健全な財務管理を保障するためEUとの協力が重要。
21	地域政策	2000年4月6日開始	エストニアは全領土をEUの地域政策対象地域に含めるよう要請。
24	司法・内務	2000年5月26日開始	EUは国境管理、行政能力、裁判制度、データ保護などを重視。
2	人の自由移動	2000年5月26日開始	旧ソ連の教育機関で発行された卒業証明書を認めるよう要望。EUは微妙な案件につき後日交渉を提案。
29	財政・予算規定	2000年5月26日開始	EU予算への財政貢献は徐々に行いたいというエストニア側の要請を認めるのは時機尚早とEUは判断。
7	農業	2000年6月14日開始	農家への直接支払などに関し、CAP実施に向け法整備と行政能力を示す必要がある。
30	諸制度	未開始	
31	その他	未開始	

EUの評価に一応の満足（ハンガリー）

ブダペスト事務所

欧州委員会によるEU加盟候補各国の準備状況に関する報告書について、ハンガリー政府は、同国を交渉の進んでいる国の1つとする評価に一応の満足を示している。今後は、人の自由移動、資本の自由移動、人種問題などの課題への対応が注目される。

1. 国内の動き

(1) プロGRESSレポート（加盟候補各国の加盟準備進捗状況についての報告書）を評価
 マルト二外相は11月8日、欧州委員会が発

表したハンガリーに関するPROGRESSレポートについて、「結果に大変満足している。現在、ハンガリーは新規加盟候補の最も有力な国の1つであり、順調に行けばEU加盟第1陣に入るだろう。」と結果を評価する発言をした。

また、政府は大統領、首相、外相名で声明を発表し、「当国は、加盟レースのゴールに最も近いところにいる。2001年以内に交渉を終えることも有りうる」とこれまでの強気の姿勢に変わりのないことを明らかにしている。しかし、オルバーン首相は、PROGRESS

レポートを「教師と内気な生徒」の間で交わされる「通信簿」(Report Card) と揶揄するなど、立場の弱さに不快感を表す一面も見られる。

加盟交渉の難航が予想される主な分野は、農業、環境、人の自由移動、資本の自由移動(農地の外国人への開放など)だが、特に農業については補助金や生産量などが、環境では資金不足による基準達成の遅れなどが課題になるものと見られる。

また、人の自由移動では、第1次世界大戦後、敗戦国となった同国は、国土が削減され、現在周辺諸国にはハンガリー系住民が多数いる(スロバキア57万人、ウクライナ16万人、ルーマニア162万人、ユーゴスラビア34万人、クロアチア2万人、スロベニア0.9万人、オーストリア33万人 - 2001年2月14日付ネーブサパチャグ紙)。現在同国と周辺諸国との往来はほぼ自由だが、EU加盟によるビザの適用などから往来が制限される可能性がある。さらに、国内に60万~70万人いるといわれる少数民族(ロマ人)について政府は、教育や仕事の斡旋などにより地元社会への定着を図っているが、人の自由移動の実現は、少数民族を含め、同国の経済状態などに満足しない人々が、より豊かな国へ移動する可能性を秘めていることから、中・東欧諸国からこのような人の移動が起こった場合、西欧諸国がどのように対処するか、人権問題も関係するだけに難しい判断が必要となろう。

これに関連して、労働力の自由移動についての交渉は、予定では2001年上半期に決着するものと見られるが、同年1月、ドイツ・シュレーダー首相が労働力の自由移動の実施を正式加盟後7年間の移行期間を設けると提案したことに対して、ハンガリー政府は、欧州市民に1等や2等の区別を付けることになりかねないと反発している。政府は、加盟1年目を審査期間とし、初年度の実績を見て問題と判断した場合のみ何らかの措置を導入する

対案を示している。

また農地の購入を外国人に認めるかどうかについても、交渉が進められている。

なお、少数民族の人権問題として、2000年7月にロマ人52人(ザーモイ出身)が、政府の彼らへの処遇を不満として、欧州議会のあるストラスブル(フランス)に滞在している問題で、仏政府は2001年3月、15人(大人7人、子供8人)に移住を認めた。52人のうち既に16人が行方不明、6人がカナダに移住、1人がストラスブルで死亡している。仏政府は、これまで今回の問題はハンガリーの問題であるとの立場を取ってきた。

今後の課題

プログ्रेसレポートは、課題として次の点を指摘している。a. 少数民族(ロマ人)の偏見・差別への対応の遅れ、b. メディアへの政府介入が続いていること(報道の自由の制限の恐れ)、c. EU環境基準達成の遅滞、d. 労使問題への政府対応の遅れ、e. 政治腐敗(与党である独立小地主党のトルジャン党首兼農業・地域開発大臣が、公費を私的な旅行や親族企業への横流した疑いで、大臣を辞任した事件など)、f. 雇用の地域格差や高成長産業分野での技能労働者不足、g. 金融機関の中小企業支援のあり方に改善の余地がある、など。このほか、マクロ経済の安定成長、市場経済化のための基盤強化、インフラ整備の進展、産業構造再編への着手などを評価するものの、h. インフレ率が10%を境に改善しないことを指摘、またi. 財政基盤の一層の強化を求め、改革の必要な年金基金へのてこ入れを求める一方、j. 慎重かつ迅速に対応できる金融政策が経済安定に不可欠としている。

政界での加盟支持表明が活発化

2000年は、ニース首脳会議を前に、政界を中心に加盟を支持する動きが見られた。「EU

加盟は市民全体の問題」と唱える市民団体パトリア・ソサイエティー（Patria Society、民主フォーラム、独立小地主党、自由民主党、社会党の青年層で構成）は、ハンガリーのEU加盟支持を表明した署名25万人分を、ハンガリーのEU関係当局に提出した。また、マドゥル大統領は11月、議会に参加している全6政党のトップを集め、EU加盟を早期に実現するとのコンセンサスを確認した。また同席上、マルトニ外相は、「今後2年間で、我が国のその後の10年間の行方が決まる」と述べ、加盟に向けて重要な時期にさしかかっているとの認識を明らかにした。

なお、極右政党の正義・生活党（MIEP）は、加盟の動きについて、「加盟によって不利益をこうむる恐れがある場合、自らの力でそれを回避できるのなら加盟は意味がある」とコメントしている。

（2）ニース首脳会議に対する評価

政府は2002年中に加盟交渉を終え、2003年に正式に加盟したい考えだが、ニース首脳会議で「加盟準備を終えた国から順次加盟が認められる」ことが明らかになり、ハンガリーにとって朗報となった。首相はEU首脳会議参加後、「加盟候補各国の個別評価の原則、および早期加盟の期限が明らかになったことは喜ばしい」と述べ、EU首脳会議の結果を評価した。

しかし、加盟時期がEU側の問題で若干遅れる可能性があるとの認識は依然持っており、政府は、新規加盟についてEUの機構改革次第と見ている。

2004年までに加盟した場合、ハンガリーは、欧州議会にベルギー、ポルトガル、ギリシャとほぼ同じレベルの20議席を、また欧州委員会に12票の採決票を持つことになる。しかし、同国の議会内には、その人口規模から22議席が適当との意見があり、今後議論が予想される。

なお、ニース首脳会合の結果を踏まえて、2000年12月17日に首相は、地元ケーブルテレビDUNA TVのインタビューに答えて、「2003年に加盟候補第1陣の1ヵ国としてEUに加盟し、2004年の欧州議会に参加する」と述べた。また「少数民族問題は国家の重荷とはなっておらず、一般市民に対する以上に誠実に対応している」と述べ、EUレポートや外国人権擁護組織からの「少数民族問題への対応が手ぬるい」との指摘に反論している。また周辺諸国に居住するハンガリー系住民への対応について「EU加盟後も、ハンガリー系住民に対しては、5～10年の滞在ビザを出すなど特別な便宜を図りたい」と述べ、ハンガリー・コミュニティの結束を維持して行きたい考えを明らかにした。

（3）EU加盟は産業に大きな変化を与えない（企業調査結果）

ハンガリーには既に欧米や日本の製造・販売企業が多数進出しており、生産拠点を確立する一方、中・東欧市場におけるシェアの確保に向け販売競争を展開している。したがって、加盟を待ってからの進出では市場でのシェアの確保は容易でないというのが一般的な見方である。

これに関連して、プライスウォーターハウス・コーパーズ社は2000年11月、EU加盟が企業に与えるインパクトに関する調査で、大手外国企業は既にEU加盟を見越して進出しており、加盟が外国からの投資をさらに促すことはないとの分析結果を明らかにした。同調査は在ハンガリー国際企業40社の管理職に対するインタビュー形式で行われた。レポートのなかで、周辺の労働コストの安い国に比べ、労働コスト重視型の投資の魅力は失われつつあり、今後は、高付加価値、技術重視の投資が求められること、また、地元企業は徐々に外資との厳しい競争にさらされてきており、加盟に際しての制度変更などの情報を

いち早くつかむことが競争力強化のカギと分析している。

一方、同レポートは、ビジネス界のリスク回避のために、加盟交渉の経過を公にするなど情報の一層の透明性を求めており、政府の役割として、官民の対話や理解の促進、ハード、ソフト両面のインフラ整備による地元ビジネス競争力の強化、また適切な投資の促進と地方企業へのビジネスアドバイスの実施が必要と提言している。

(4) 交渉の進捗状況

マルトニ外相は、スウェーデンがEU議長国である2001年上半期中に、最低6～7分野(9. 運輸、10. 税制、25. 関税同盟など)の交渉を終えたいとの考えを明らかにしている。2001年3月末現在、暫定的に交渉を終了しているのは全31項目のうち、17項目(1. 物の自由移動、3. サービスの自由移動、5. 会社法、8. 漁業、11. 経済通貨同盟(EMU)、12. 統計、13. 社会政策・雇用、14. エネルギー、15. 産業政策、16. 中小企業政策、17. 科学・研究、18. 教育・訓練、19. 通信・情報技術、23. 消費者・保護、26. 対外関係、27. 共通外交・安全政策、28. 財務管理)となっている。

ハンガリー政府は交渉のなかで、さまざまな「実行猶予措置」をEUに要求していることが、新聞報道などで明らかになっている。

「猶予が認められたケース」では、タバコに含まれるタールの量を最大12ミリグラムにするのを2005年まで猶予されることとなった。また、サービスの自由移動に関して、国営銀行2行(ハンガリー輸出入銀行、ハンガリー開発銀行)は、一時的にEUの銀行業務に関する指令に従わなくても良いことが認められている。

「猶予を求めている案件」としては、運輸分野で、陸上運輸と水上運輸の交渉を2001年上半期に、鉄道と航空運輸を同年下半期に終

えたい考えだ。猶予を希望する主な項目は、25トンを超えるトラックに対する従量税を、EUレベルに引き上げるのを2006年まで伸ばす、外国運送企業の国内市場への参入を段階的に実施する、重量に耐える道路整備が遅れていることから、車軸重量の上限を、現在の10トンから11.5トンに引き上げるのを遅らせる、外国の鉄道会社への国内線の解放を2006年まで遅らせる、ハンガリー航空(Malev)の騒音規制レベルの引き上げを2004年まで延期するなど。

資本の自由移動分野で交渉される「外国人による農地所有自由化」問題については、政府は、外国人は農地を所有できないとする現在の法律を、加盟後10年間は維持するとのこれまでの考えを崩していない。なお、今のところ政府は、外国・地元の別なく企業による農地所有を認めない考えだ。

環境分野については、猶予を求めていた項目を9から4に減らし、残る5項目についても要求を一部取り下げるなど、妥協する方向で調整が図られている模様だ。詳細については明らかにされていないが、大気や地下水などの保護は猶予希望項目から削除され、梱包材の再利用や廃棄物処理、水面上の排出物、下水などについて要求内容を一部取り下げる模様で、早ければ2001年上半期に交渉を終えたい考えだ。

なお、農業分野では、食品衛生や植物健康(Plant Health)の分野で順調に交渉が進む一方で、2001年に補助金問題が交渉される予定である。

2. 貿易・投資制度

(1) 投資インセンティブ

加盟時に制度変更することが明らかに

投資インセンティブは近年、補助金以外に新たな制度は発表されていない。2001年3月、EU加盟を踏まえて、法人税免除などの優遇措置を見直す法案が政府経済委員会で固まっ

たが、内容は今のところ明らかにされていない。政府関係者によると、同法案は今後議会で審議され、予定では早ければ2001年内に確定する見込みである。

本件に関連して、現在出されているインセンティブの加盟後の取り扱いについて投資誘致機関ITDH（ハンガリー投資貿易促進公社）に、確認したところ、加盟後も加盟前に適用されたインセンティブであれば、定められた期限内は適用される見込みとのことである。

法人税率18%は世界的に最低水準にあるが、周辺諸国が同国同様、投資インセンティブを打ち出し始めたこと、90年代後半に同国への投資が集中した結果、特に、製造業分野の投資家の間で同国の労働コスト上昇を懸念する空気が広がっていることなどから、これまでのように、外資を独占する時期は過ぎたと考えられる。近年、日系製造業の中欧諸国での進出先として、チェコに大型案件が集中している。ハンガリーでは、外資受入額が近年、20億ドル前後で安定的に推移しているが、さらに投資家を引き付けるためには、新たな投資誘致戦略の策定が必要と考えられる。

ブダペスト周辺やオーストリア寄りの西部地域と違って、インフラが発達していない東部地域は、依然失業率が高いところが少なくない。同地域にも技術系の高等教育機関はあることから、優秀な若手技術者の活用は可能であり、高速道路網などインフラの早急なる整備が期待される。一方、既に外資が多数進出しているオーストリア寄りの西部地域やブダペスト周辺には、最近外資系中小企業の進出が見られる。政府は2001～2002年に実施する総合経済政策「セーチェニー・プラン」の中で、中小企業支援を重点項目のひとつとして掲げているが、日米欧の外資系中小企業の進出は雇用の創出のみならず、地域産業への技術移転でも効果が期待できる。したがって、中小企業の新規投資、既進出企業の利益の再

投資を促すために、このような企業の活動を支援するための制度や金融面での一層の支援が期待される。

（2）制度の変更

進展する対EU自由貿易

EU加盟に向けEUからの工業製品に対する関税率引下げが段階的に進められてきたが、2001年1月1日をもって0%となり、関税は事実上撤廃された。今回の措置は、94年1月に施行されたハンガリーとEU間の欧州協定にしたがって行われてきたものである。同様の措置は、欧州自由貿易連合（EFTA）加盟国（アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイス）や中欧自由貿易協定（CEFTA）加盟国（ポーランド、チェコ、スロバキア、ハンガリー、スロベニア、ブルガリア、ルーマニア、ただしルーマニア製乗用車への関税撤廃は見送られた）、自由貿易協定締結国（トルコ、イスラエル、バルト3国）の工業製品にも適用される。なお、EU諸国におけるハンガリー製工業製品に対する関税は、98年1月1日に撤廃されている。クロアチアとの自由貿易協定の締結交渉は、2001年2月に終了した（参照）。

この結果、欧州製品と日本製品（例えば、最恵国待遇：MFN諸国製乗用車への適応税率13～78%）の関税格差が広がった形になったが、今回の措置について、同国の日系自動車販売会社は「今回の措置は事前に分かっていたことで、業務に折り込み済み。品揃えのため日本から輸入している車種もあるが、特別な対応は取っていない」と述べ、ビジネスに大きな影響はないと見ている。

一方、同国で自動車を生産し国内の新車販売シェアトップ（2000年で21.07%のシェア）を誇るマジャール・スズキは、「オペルやフォルクスワーゲンは、今年に入って新車価格を大幅に値下げしている。昨年末に抱えていた在庫の整理を、今回の関税撤廃を利用して

.....

行っているものと考えられる。イタリアやフランス車は、全欧レベルで見ても低い市場価格を同国で設定している。事前に分かっていたこととはいえ、販売競争がいつそう厳しくなった」と述べている。

関税撤廃と共に、今回、WTO加盟国やハンガリーと自由貿易協定を結んでいる国からの輸入制限品目の削減も実施され、魚類、繊維、衣類、靴など一部を除き、新型・中古乗用車や医薬品など多くの分野で制限がなくなった。

ハンガリー国立銀行によると、2000年1～9月の貿易は輸出5兆5,358億フォリント（前年同期比33.6%増）、輸入6兆2,933億フォリント（34.9%増）となった。主な地域別輸出先ではEU75.6%、CEFTA8.2%、CIS2.4%、同地域別輸入元はEU58.7%、CIS8.9%、CEFTA7.5%であった。2000年通年では、貿易実績の大幅拡大は確実で、一連の貿易自由化に向けた措置により、いつその貿易の活発化が期待される。

農産品についても、対EU貿易は自由化が段階的に進められており、2000年7月1日にトロピカル・フルーツやスパイス類、大豆製品などが自由化された。また、2001年1月にも自由化品目が追加され、ハンガリー農産品のうち82%（それまでは72%）の品目が無税でEUに輸出できることになり、この措置により関係業界は170億フォリントの経済効果が期待されると、ナピ・ガスダシャグ紙は報じている。一方、EU産品の対ハンガリー輸出自由化率は54%となっている。

なお、民間の農業関連の研究機関である農業情報研究所（AKII）によると、2000年1月から11月までに対EU農業貿易の黒字幅が縮小し、輸出6,580万フォリント（前年同期比6.5%減）、輸入は3,660万フォリント（9.8%増）となった。2000年に対EU貿易が大幅に自由化されたことを受けて、外務省では農業貿易の自由化は輸出拡大に寄与するとの予想

をしていたが、今のところそれに反する結果となっている。

クroatiaと自由貿易締結

2001年2月22日、ハンガリーとクroatiaとの間で自由貿易協定が締結され、同年4月1日に発効した。本協定により、2003年から両国の工業製品貿易は完全に自由化される。なお、農産品貿易の自由化については、今回は見送られた。ハンガリーの自由貿易協定は、EU加盟国との間で締結した欧州協定（発効94年1月）を皮切りに、EFTA（発効93年1月）、チェコ、ポーランド、スロバキア（94年7月）、スロベニア（96年1月）、ルーマニア（97年7月）、イスラエル（98年2月）、トルコ（98年4月）、エストニア（98年11月）、リトアニア（98年11月）、ラトビア（99年6月）と締結している。

品質管理保証の相互承認制度の導入を決定

2001年2月、ハンガリーとチェコは中・東欧諸国でははじめて、EUとの間で「品質管理保証の相互承認制度」（Protocols to the European Agreement on Conformity Assessment and Acceptance of Industrial Products, PECA）の実施を決定した。工業製品の分野でEU市場統合のメリットが初めて加盟候補国に拡大されたケースとされ、市場統合拡大に向けた大きな一歩となった。

ハンガリー・EU間で今回対象となる品目は、機械類（Machinery）、電気保安（Electrical Safety）、電磁石適合（Electromagnetic Compatibility）、温水ボイラー（Hot Water Boiler）、ガス器具（Gas Appliances）、医療機器（Medical Devices）、GLP（Good Laboratory Practice for medicinal products for human use）、GMP（Good Manufacturing Practice for medicinal products for human use: inspection and batch certifica-

tion) の 8 品目。EU の検査等各種基準に合格した関係工業製品は、EU 域内で再度の検査や書類審査が不要となる。このため、EU では制度導入により EU とハンガリー、チェコ間の工業製品貿易において、およそ 2 億 7,000 万ユーロの経費が節約できると予測され、一方同国経済省は、輸出産業は年間 8,000 万から 1 億フォロントの経費を節約できるものと見ている。

本制度は議会での承認を経て、早ければ 2001 年中に発効すると見られ、対 EU 工業製品貿易の一層のスピードアップ、コスト削減が期待される。なお、電気機器などの保安基準として EU 諸国で使われている「CE マーク」は、本制度のひとつである。また、制度の実施に伴い、政府は品質検査機関の数を現在の 20 から 4 ないしは 5 に減らす考えだ。

3 . その他

(1) ブダペストとウィーンを結ぶ高速道路に設けられているヘジェシャロム国境検問所付近では、荷物を運ぶ大型トラックが審査を受けるために、数キロに渡って数珠つなぎになっている光景が頻繁に見られる。こうした状況に不満を持つドイツの長距離トラック組合 (BGL) は、2001 年 1 月、オーストリアおよびルーマニア国境での通過審査手続きは遅すぎるとして、ハンガリー税関当局 (VPOP) に対する非難を表明したが、同年 2 月、ハンガリーはオーストリアと協議し、審査場所の増設など手続きのスピードアップに取り組むことを明らかにした。

(2) ビラガスダシャーグ紙によると、ドイツ銀行 (Deutsche Bank) は、2000 年の加盟候補諸国の経済力を EU 平均値と比較した結果を発表した。それによると、ハンガリーは、EU 平均レベルの 70.3% (99 年 65.6%)、スロベニア 71.3%、チェコ 69.4%、エストニア 66.3% であった。

4 . ハンガリーの EU 加盟に対する進出外資系企業の見方

ジェットロ・ブタペストは EU 加盟のメリット・デメリット、企業戦略など EU 加盟に対する見通しについて、ハンガリーで活動している外国企業 2 社に、インタビューを行った。その概要は、次のとおりである。

企業名 : HANWHA BANK HUNGARY Ltd. (韓国系)

a . インタビュー相手 : Mr. JUNG (President) HAE JUNG (Chief Executive Officer)
b . 企業概要 : 1990 年設立、97 年にインド・スエズ・ハンガリー (銀行) の経営権を握り、社名を現在のものに変更。一般顧客向け銀行業務が中心。

c . EU 加盟のメリット : 業務上のメリット、デメリットは特にない。しかし、製造業は対 EU 向け輸出が無税となるなどメリットはある。

・加盟前、加盟後の企業戦略の変化について : ハンガリーの銀行業界では、既に約 40 社 (ほとんどが外資系) が顧客獲得競争を行っており、ビジネスは容易でない。企業戦略の変化については、今のところ特に考えていない。

なお、ハンガリーが外資の関心を集めた大きな理由は、西欧市場に近いという地理的条件、また安価で質の高い労働力が利用できたことであろう。同国に対する韓国製造業の投資は、今後「ハイテク分野」が中心となろう。(同国でサムソンが TV を生産しており、最近関連部品企業が進出している。)

・人件費上昇への対応 : 人件費が急激に上昇するとは考えていない。ハンガリーに進出した製造業は、労働者の質に満足していると聞く。周辺諸国にハンガリーの労働者以上の質を求めるのは難しいと考えられるこ

とから、人件費上昇の結果として賃金の安い周辺諸国に生産拠点を移すとは考えにくい。

- ・投資インセンティブ変更の影響：現在企業が得ているインセンティブは、例えEU加盟を迎えても、定められた期限内は適用されると理解している。

企業名：ORION Electronics Ltd. (シンガポール系)

- a . インタビュー相手：Mr. Santosh K.Sharma (Technical Director)、Mr. Dilip Modi (General Manager Finance)
- b . 企業概要：1913年設立、1920～30年代にラジオ製造、56年にテレビ製造開始。この他体制転換前、マイクロ波通信機器をソ連や東欧、アジア、アフリカ各地向けに製造。体制転換前は、ハンガリーを代表するエレクトロニクス製品メーカーだったが、転換後、コメコン市場喪失などの影響から経営が悪化、97年以降、タクラル (THAKRAL) グループ (シンガポール) が97年にインド・スエズ・ハンガリー (銀行) の経営権を握り、1) ケンウッドのカーオーディオ品などのOEM生産 (売上の20～30%) の他、2) TVやオーディオ製品、また白物家電を製造 (同50%)、3) 倉庫業務 (4万5,000m²) を行う。従業員数は720人 (同社資料)、売上97年520万ドル、98年790万ドル、99年1,010万ユーロ、2000年1,400万ユーロ。
- c . EU加盟のメリット・デメリット：安価な労働力の利用と、関税などを含めた輸送コスト減はメリット。人件費上昇はデメリ

ット。生産コストは、ハンガリーがEUに加盟するまでの今後3～4年上昇する。しかし、東西ヨーロッパの賃金格差は簡単に縮まらないと見ている。

- ・加盟前、加盟後の企業戦略の変化について：労働コストを考えながら追加投資を行うかもしれない。
 - ・人件費上昇への対応：同社は、将来的には労働集約型生産ラインはルーマニアに移すかもしれない。その場合、高付加価値製品は同国で、それ以外の製品はルーマニアで製造することになる。したがって、同国では労働コストが上昇するにしがたい、よりハイテク製品の製造を行う考え。他の中欧諸国に比べ人件費が高いとは考えていない。
 - ・投資インセンティブ変更の影響：同社に影響はない。他社が利用してきたインセンティブが期限切れを迎えた場合、当社にとっては有利となる。
 - ・インフラ整備の進捗、その他：外資にとっての魅力は1) 西欧市場に近いという地理的条件、2) インフラを含め整備された流通網、3) 質の高い労働力、4) 質の高い教育制度など。西欧に比べて低い生活コストも魅力。
- 98年に始めた同社のOEM生産ビジネスは最近低調。TVは年間3万5,000台生産し、ユーゴスラビア、ウクライナ、ルーマニアなどにも輸出、同輸出ビジネスは成長している。

(本田 雅英)

2002年末までにEU加盟準備完了目指す（スロベニア）

ウィーン・センター

政府は、2001年にはエネルギー、環境などの分野でEU加盟交渉を終了させ、2002年末までの加盟準備の終了を目指している。対EUの輸入関税は撤廃されており、投資インセンティブ制度もEU基準に準拠したものとなっている。世論調査によると、産業界、国民の大半はスロベニアのEU加盟に対して肯定的な反応を示している。

1. EU加盟進捗状況に対する政府、産業界、国民の反応

(1) 政府はプログレスレポートを評価

スロベニアでは2000年4月、独立以来政権を担ってきた中道左派のドルノフシェク政権が連立パートナーの離反から崩壊、2カ月の政治的空白の後に中道右派のパユーク政権が誕生したものの、11月の総選挙では再びドルノフシェク政権が復活するなど、ユーゴスラビア連邦からの91年の独立以来、最大の政治的混乱に見舞われた。しかし、政党のほとんどがEU加盟を支持していることもあり、こうした政治的混乱の影響に流されることなく同国のEU加盟準備は一貫して継続されてきている。

2000年11月8日に欧州委員会が発表したプログレスレポートでは、スロベニアの加盟準備状況が肯定的に評価されており、国内では、EU加盟が順調に進んでいる証との受け止め方が一般的である。同レポートでは、スロベニアの法体系のアキ・コミュノテール（欧州共同体の基本条約に基づく権利と義務の総体）との調和を評価しており、特に国内市場や農業、エネルギー、環境といった重要分野において進展が認められた。一方、銀行など金融セクターの自由化および民営化の遅れや行政機構改革、低い外国投資受け入れ、司法

手続きの遅れなどについては、他の加盟候補国より遅れていることが指摘されている。中でも特徴的な問題として指摘されたのは次の事項である。

行政機構改革

スロベニアにおける公務員数は現在約1万8,000人程度であり、適切な行政サービスが提供されていない。さらなる公務員の採用と、教育訓練が必要。

国境管理

スロベニアは現在、EU域外からEU諸国への不法入国者の窓口になっている。国境管理については、顕著な進展が見られない（2000年の1年間で、スロベニアの国境警察が逮捕した不法入国者数は3万5,000人で前年比倍増している）。

免税店の廃止

オーストリア、イタリア、ハンガリー国境における免税店の廃止措置に躊躇している。

政府は11月9日の通常国会において、「プログレスレポートは、スロベニアがこれまで継続してきた加盟交渉およびアキ・コミュノテールとの調和作業を肯定的かつ現実的に評価している」と述べ、2002年末までの加盟準備作業の終了を強調した。ペテルレ外相（当時）は、「プログレスレポートの評価は現実的なものであり、批判箇所は予想済みである」と述べ、欧州委員会が加盟準備の整った候補国から順次加盟させていく立場を維持していることも、スロベニアにとっては歓迎すべきこととしている。ポトエニック対EU交渉団代表も、プログレスレポートを評価、「2000年は国会選挙と政権交代という政治的混乱の中にありながらも、加盟準備作業は順調に進

.....

んだ」と振り返る。

政府内でさらなる努力が必要と認識されているのは、以下の事項である。

- a . 行政機構改革
- b . 国有企業の民営化
- c . 対内直接投資の促進
- d . 司法手続きの迅速化
- e . 国境付近の免税店の廃止

特に行政機構改革の遅れが指摘されている政府は、現在の公務員の再配置や新規雇用を通じた行政機能の拡大案を計画中である。新規採用の公務員の大半は、対EU関連の部署、特に外務省に配置する計画である。

また、これとは別に、EU加盟後の対EU関連行政を担う人材育成の一環として、公務員の再教育制度も2000年に導入し、人口200万人の小国が膨大な量に膨れ上がるEU関連業務を担える官公庁作りに専念している。現在の行政改革は2002年までには完了させる予定であり、その後さらなる制度改革（勤続5年以上、33歳未満の公務員の早期幹部登用制度など）を計画している。

国有企業の民営化について政府は、2001年中に、スロベニア・テレコム政府保有株式の15%を売却する予定であり、同様に2大国有銀行ノヴァ・リュブリャンスカ・バンカ（NLB）およびノヴァ・クレジットナ・バンカ・マリボル（NKBM）の株式もそれぞれ35%、40%放出することを表明している。政府は一連の民営化過程で、指摘された低い外国直接投資受け入れ額を増加させる意向も併せ抱いている。

焦点となった免税店の取り扱いについては、地域の雇用問題から根強い反対があったものの、オーストリアとイタリアの国境に接する免税店を6月1日から廃止する法案が2月に可決されている。

（2）産業界はEU加盟を概ね歓迎

産業界のEU加盟に関する姿勢はおおむね肯定的である。産業界の3分の2は、EU加盟により世界市場での競争力を増すことが可能になると考えているという調査結果も発表されている。また大部分は、EU加盟によって生じるメリットはデメリットを上回るとして歓迎している。

産業界から見たEU加盟のメリット、デメリットは以下のとおりである。

EU加盟のメリット

- a . EUレベルでの共通の行政、基準が期待できること
- b . 安定したビジネス環境
- c . 資本、技術、ノウハウ、巨大市場などの獲得

EU加盟のデメリット

- a . 輸入関税の撤廃と国内市場での競争激化
- b . 政治的主権の喪失

一方で、これまで国家保護の下にあった食料品業界、銀行、保険、エネルギーなどの各業界では、EU加盟後の価格競争などに懸念を抱いている模様である。

（3）国民の大半もEU加盟に賛成

国民もほとんどがEU加盟に賛成している。2001年2月の世論調査では、国民の53.4%が賛成、22.9%が反対という結果がでている。2000年2月の調査結果と比較すると、賛成は6.1ポイント減少、反対は5.7ポイント増加した。加盟反対派の人々は、第一に社会保障レベルの低下、言語や文化面でのアイデンティティの喪失、西欧からの安価で良質な農産物輸入増による農業の衰退や農地の外国人による保有などを危惧しているようである。特に、スロベニアの独立国としての歴史は91年以降の10年間とまだ短かく、せっかく手にした主

権国家がEUのコントロール下に置かれることに躊躇する姿勢があると言われている。しかし、反対派も、EU加盟によって得ることのできる民主主義、法体系、安全保障、経済成長といった面は評価している。

(4) ニース首脳会議の結果を評価

ドルノフシエク首相は、2000年12月にニースで開催されたEU首脳会議で合意された特定多数決制度の導入など一連のEU機構改革への支持を表明しており、政治家、メディア、国民の多くも同会議の結果に満足している。特に、EU側が2002年末までには新規加盟国を受け入れる体制を整えることで合意したことが、好意的な反響を呼んでいる。

スロベニアのクーチャン大統領は2001年1月19日、「ニース会議は、機構改革という側面では物足りない部分もあるかもしれないが、スロベニアなど加盟候補国にとっては良い結果で終わった」とコメント、EU加盟へのドアは開かれ、2004年には欧州議会に議員を送り出すことが現実的なものになっている。

スロベニアにとっての具体的成果としては、2005年から欧州委員を「1カ国1委員」とすること、閣僚理事会での特定多数決持ち票の見直し（加盟後、スロベニアは4票）、欧州議会での議席数（加盟後、スロベニアは7議席）などが挙げられる。特に、欧州議会での議席数は、同じ加盟候補国であるチェコが人口50万人当たり1議席、ドイツ、フランスが人口90万人当たり1議席であるのに対し、スロベニアは29万人に対して1議席となることで、人口200万人の小国である同国が、加盟後、EUの枠組みの中で国家としての影響力を維持できるという観点から、評価する声が高い。

(5) アキ・コミュニテールとの調和をほぼ終了

政府は2001年1月18日、アキ・コミュニテールの大部分の取り込みが完了したと発表した。具体的には2001年3月末時点では、アキ・コミュニテール31項目のうち、18項目について欧州委員会との交渉を終了している。

交渉終了した18項目（番号は加盟交渉項目番号）

(1) 人の自由移動 (3) サービスの自由移動 (4) 資本の自由移動 (5) 会社法 (8) 漁業 (11) 経済通貨同盟(EMU) (12) 統計 (13) 社会政策・雇用 (14) エネルギー (15) 産業政策 (16) 中小企業 (17) 科学・研究 (18) 教育・訓練 (19) 通信・情報技術 (22) 環境 (23) 消費者保護 (27) 共通外交・安全保障政策(CFSP) (28) 財政管理

2001年前半に交渉終了を目指している項目
(9) 運輸 (20) 文化・オーディオビジュアル政策

その他の交渉未終了項目

(2) 人の自由移動 (6) 競争政策 (7) 農業 (10) 税制 (21) 地域政策 (24) 司法・内務 (25) 関税同盟 (26) 対外関係 (29) 財政・予算規定

2. 投資インセンティブはすべてEU基準に準拠

スロベニアは2000年、新たな投資インセンティブとして、同国経済省の機関である投資促進庁(TIPO)を通じた助成金制度を導入した。これは、企業が2年間で新規雇用を100人、もしくは研究・開発分野や低開発地域で新規雇用を20人創出した場合、TIPOから補助金が支給されるもので、支給額はケースごとの交渉によって確定される。2000年は3件、合計300万米ドルの支給実績がある。例を挙げると、3件のうち英国企業TCGユニテック社の投資計画(5年間で450人の新規雇用を予定)に対しては、最初の120人の

.....

雇用分について約100万ドルが支給された。

スロベニアが現在提供している主な投資インセンティブは下記のとおりとなる。なお、これら投資インセンティブについては、TIPOが調査した結果、すべてEU基準を満たしており、当面変更の予定はない。また政府は、新たに対内直接投資促進にかかわる計画を2001年に考案するとしている。

投資インセンティブ

- a. 自由経済区（コペル、マリボールの2カ所）における法人税は25%から10%に軽減される。
- b. 2年間で100人以上の新規雇用、もしくは研究・開発分野や低開発地域で20人以上の新規雇用を創出した場合、TIPOから補助金が支給される。
- c. 失業者を雇用した場合、地域の雇用局が再教育費の一部を負担する。
- d. 失業者を雇用した場合、社会保険料が部分的に、または全額払い戻される。
- e. 有形固定資産（乗用車を除く）に投資した場合、最大40%まで課税控除の対象となる。
- f. 特別減価償却（土地5%、コンピュータ50%など）

3. 対EU関税はすべて撤廃

対EUでは、非センシティブ製品に対する関税は2000年1月1日から撤廃されている。センシティブ製品については、自由貿易協定締結国・地域（EU、EFTA^(注1)、CEFTA^(注2)、エストニア、リトアニア、ラトビア、クロアチア、マケドニア、イスラエル、トルコ）の製品に対する関税が2001年1月1日をもって撤廃された。

4. 外国企業への影響は最小限

EU域外の国々からスロベニアに進出している企業数はそれほど多くなく、全体の10%程度である。なお、日系企業では、製造業はゼロ、自動車販売業として3社が進出している。EU域外からスロベニアに進出している外資系企業は、主にクロアチア、米国、スイスなどの企業である。

まず、クロアチア企業については、スロベニアのEU加盟後も大きな影響はないことが明らかである。クロアチアとスロベニアの間では、自由貿易協定が締結されており、現在でもEU各国と変わらない取り扱いを受けている。スロベニアがEUに加盟する頃には、クロアチアはEUと安定化・連合協定（SAA）を締結させていることが確実で、加盟後もクロアチア企業の立場は大きく変わらない。

スイス企業や他のEFTA、CEFTA諸国も同様で、既にスロベニアと自由貿易協定を締結しており、スイス企業はスロベニア国内市場でこれまで通りの競争力を発揮できると考えられている。

しかし、不動産の取得はEU域内の個人、企業を対象に自由化されたため、この部分ではEUに加盟していないスイス企業を始め、EU域外の企業が不利益を被るケースもあり得る（EU域外の個人、企業が不動産取引をする場合は、その経済活動の内容を審査して資格が与えられる）。

米国企業や他の外資系企業については、スロベニアのEU加盟により、上記の国々よりも大きな影響が生じると予想されるが、対EU関税の撤廃など、すでに多くの制度変更が実現している。

米国や韓国などの企業に対するインタビュー結果では、多くの企業がスロベニアのEU

(注1) 欧州自由貿易連合（アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スウェーデン）

(注2) 中欧自由貿易協定（ポーランド、チェコ、ハンガリー、スロバキア、ルーマニア、ブルガリア、スロベニア）

加盟で生じる変化は最小限にとどまるだろうと予測している。これら回答企業は、中・東欧における自社のシェアは、今後2000年から2005年の間に3～6%程度低下すると予測しており、製品の価格調整で対処していくとしている。また、スロベニアのEU加盟で生じるデメリットはメリットを上回るかもしれないが、それほど深刻な状況にはならないだろうとして、当面はスロベニアからの撤退を考えていないことを明らかにしている。

中・東欧諸国の労働コストの変化については、短期間で急激に上昇するとは考えられていない模様であり、2005年以降も、西欧に比べて依然低い状態であることが見込まれている。スロベニアの賃金水準は、中・東欧諸国の中では突出して高いが、今回回答した企業は、EU加盟準備が進み、労働関連の法整備が進むことで、逆に現在よりも賃金水準が低くなり、生産性も向上することを期待している。もし、この期待に反してスロベニアの賃金水準がEU加盟後急激に上昇した場合は、これら企業はボスニア・ヘルツェゴビナなど、EU域外の国々へ生産設備を移転させるとしている。

環境関連の規制については、現在でもスロベニアの環境規制はEUのものとさほど変わらないとして、スロベニアのEU加盟でデメリットが生じるとは考えていないようである。

回答企業が挙げたスロベニアのEU加盟によるメリット、デメリットは以下のとおり。

メリット

- a. 政治・経済の安定
- b. 法律・基準の統合（EUスタンダード化）
- c. 欧州内（EU内）にある自社の流通設備などへのアクセスが容易になること

デメリット

対EU関税撤廃によるEU域外企業製品の競争力低下

これまでスロベニアが実施してきたEU加盟準備作業について、これら外資系企業はおおむね満足している。最も評価されているのは、1991年以降、スロベニア国内のインフラが高規格化していることである。回答企業の指摘事項は以下のとおり。

改善に満足

- a. 道路
- b. 電話通信
- c. エネルギー

さらなる改善が必要

- a. 銀行・保険業の自由化および民営化（2001年後半から2002年内にかけて実施予定）
- b. 鉄道網およびサービスの向上（特にコペル港からハンガリー方面への鉄道網拡充と高速化が求められている）

（松田武志）

予想外に厳しいプログ्रेसレポートの評価（チェコ）

プラハ事務所

チェコ政府は、EUプログ्रेसレポートのチェコに対する評価が予想外に厳しいものと受けとめている。2000年12月のニース首脳会

議では、最初の新規加盟は2004年以降との見方が示され、これを受けてチェコ政府も最近では、2004年の加盟を目指している。

.....

1. EUプログレスレポートに対する反応

2000年11月、欧州委が発表した「加盟候補各国の進捗状況についての報告書（プログレスレポート）」のチェコに対する評価は、予想外に厳しいものとしてチェコ国内では受けとめられている。直前までチェコの政府関係者は、今回のレポートでは、チェコの改革の進展状況は高く評価されるとみていた。さらに、たびたび報道された欧州委員会側の見方もそれを裏付けるものばかりであった。

現政権は、少数与党政権であるにもかかわらず、EU加盟に向けた与野党の統一歩調の下で多くの法律・制度の改正を実現し、EU法制への適合は加盟候補国のなかで最も進展していると国内外で高く評価されていた。プログレスレポートで新たに設けられた加盟候補国の対応の進展状況に関するランキングでは、チェコは第1ランクのマルタ、キプロス、第2ランクのハンガリー、ポーランド、エストニアに遅れをとる第3ランクと位置付けられていた。

チェコは、90年代前半において中・東欧で最も順調に体制転換が進んでいると国際的に高い評価であった。97年の通貨危機後に経済成長がマイナスに陥ると、90年代前半にとられたチェコの民营化政策「クーポン民营化」は、結果的には失敗だったという見方が一般的になった。「クーポン民营化」とは、外資に頼らず国内資本で民营化を進めることを目的に国営企業を株式会社に転換するにあたり、その株式と交換できるクーポン券を発行し、国民にこのクーポン券を低額（1クーポン＝1,000コルナ）で提供する手法であった。しかし、国営企業側のディスクロージャーが伴わず、国民も企業を選択するノウハウに欠けていたため、クーポン券の大多数は、国内銀行が設立した数多くのインベストメント・ファンドによって買い取られた。その結果と

して、企業の株式は国内銀行に集中して保有されることとなったが、同時に銀行は当該企業への資金の貸手にもなった。このため、中・東欧市場のマイナス成長と企業内でのリストラの立ち後れから、企業の業績が悪化するにつれて、銀行の不良債権は雪だるま式に膨らみ、不良債権比率が約4割という状況に至った。また、銀行の融資債権が足かせとなって企業のリストラや淘汰が進まなかった。EUプログレスレポートのチェコに対する評価の厳しさは、主としてこれらの点に向けられている。

しかし、外国直接投資の旺盛な流入に支えられて、チェコのGDP成長率は、99年第3四半期以降プラスに転じ、2000年の実績は3.1%であった。今後数年にわたって成長を続けるというのが、内外の一致した予測である。また、チェコの1人当たりGDPは中・東欧で2番目に高い。最も高いのはスロベニアであるが、同国の人口は200万人弱であり、人口1,000万人以上の国で見ればチェコの1人当たりのGDPは、中・東欧では最も高い。また、チェコは伝統的な工業国であり、第2次大戦前の1人当たりのGDPは世界第7位と先進工業国の一角を成していた。世界で3番目に自動車の商業生産を開始し、米国フォードよりも早い。自動車、航空機、軍事兵器、工作機械などの製造技術の高さは、社会主義時代から現在に至るまで維持されており、国内のほぼ全地域に技術力を持った企業や熟練工、工業インフラが存在している。道路や鉄道の整備・敷設状況も中・東欧で最も進んでいるという見方が一般的である。さらに、2001年3月に発表されたEUの統計局ユーロスタットの調査（1998年の統計）によれば、チェコの首都プラハは中・東欧で唯一EU15カ国の1人あたりのGDPを上回っている（EUの平均を15%上回る）。

このため、今回のEUレポートのランキングに関し、EUに対するチェコ側の不信感は

強い。評価の視点によって様相が異なるものをあえてランキングという形で公表したこと自体、その妥当性、必要性が疑われるとして、チェコ外務省は、EU委員会に対し激しい抗議を行った。

ニース首脳会議では、EU拡大の実施時期に関するタイムスケジュールが発表され、最初の新規加盟は2004年以降との見方が示された。チェコ政府は従来、2003年の加盟を目標としてきたが、これを受けて最近では2004年の加盟を目指している。また、同首脳会議では、加盟候補国を含めた欧州議会の議席数の再配分が示された。この案では、チェコはEU加盟時に20議席を得ることとされたが、チェコ政府は同規模の人口であるベルギー・ポルトガル・ギリシャが22議席を得ることと均衡がとれないとして欧州委に議席数の増加を求めた。欧州委はこの要求を却下したが、EU加盟交渉において議席数を調整する余地があることを認めた。

2. 投資インセンティブへの影響

チェコは、89年の体制転換以後90年代の後半に入るまで、外国投資の誘致について極めて消極的であった。しかし、98年に政権が変わってからは、積極的な誘致姿勢に転換した。投資インセンティブ制度は、98年10月から施行され、さらに、2000年5月には、制度を統合した投資インセンティブ法が施行され、インセンティブの対象や内容も拡大された。

EUは域内の競争政策上、国家援助について一定の基準を規定しており、例えば、国家補助金は、低開発地域の経済開発などに限って認められている。チェコは、EU準加盟協定を締結しており、投資インセンティブは「国家援助」にあたり、チェコが投資インセンティブを供与する場合は、同協定に基づきあらかじめ欧州委の承認を得る必要がある。投資インセンティブ制度は、98年10月から施行されたが、欧州委は同制度が国家援助の規

定を満たしていないものとした。このため、チェコ政府は、新たな投資インセンティブ法の制定に際し、EU規定の遵守およびインセンティブの拡充（新規投資だけでなく生産拡張事業も対象に追加など）を図るため、事前に欧州委の承認を得た上で同法を2000年5月に施行した。その結果、チェコはEUに加盟するまでの間は現行の投資インセンティブ制度を維持することができる。したがって、現行制度の有効期間（原則としてチェコがEUに加盟するまでの間）に、インセンティブの供与を決定された投資案件は、その決定内容にしたがってチェコのEU加盟後も一定期間は移行期間としてインセンティブの供与を受けられるとみられる。EU加盟後は、チェコ政府は、現行制度のインセンティブの供与を決定することはできなくなる。チェコ政府としては、EU加盟後も一定期間は現行制度を維持できるよう欧州委と協議を進める意向である。

98年以降チェコの積極的な外国投資誘致策への転換により外国直接投資は、著しく増加している。これは投資インセンティブ自体の効果というよりも、チェコインベスト（CzechInvest、投資誘致機関）をはじめとした政府機関や自治体の積極的な姿勢が、外国企業の投資決定に意外に大きな効果を及ぼしているからである。さらに、法人税の免除や雇用・人材育成に対する補助金が、投資企業にとって大きなメリットとなっている。しかし、日本企業による投資の例でも、インセンティブが投資の決定要因となったケースはほとんどない。企業の投資決定要因としては、労働コスト、工業や輸送のインフラ、為替レートの安定性などの経済状況、製品のサプライヤーや納入先、あるいは近隣諸国にある自社の他工場へのアクセス、さらには駐在員やその家族の生活環境などがより重要となっている。特に昨年来のポンド高・ユーロ安によって、製造業にとってコスト削減努力の拡大

.....

は至上命題となっており、西欧における製造拠点を労働コストの低い中・東欧へシフトする動きや、部品・原材料の調達を欧州外から欧州内へとシフトする動きが強まっている。

EU加盟によって、現行の投資インセンティブには、何らかの変更が生ずることは避けられないであろうが、外国企業の投資動向にはほとんど影響を及ぼさないとと思われる。当地の報道においても、この点を危惧する論調や外国企業の見方はない。

3. EU加盟条件に関する取り組み状況

チェコは2000年末現在で、EU加盟のためのアキコミュノテール（欧州共同体の基本条約に基づく権利と義務の総体）31項目のうち13項目について、欧州委との交渉を終了している。昨年来、民法、商法、労働法、破産法、外国人滞在法等をはじめとして、EU法との整合性を図るために多くの法制改正が行われた。

工業製品の関税については、EU準加盟協定に基づいて年々引き下げが行われてきたが、2001年1月1日からごく一部の例外品目を除きほとんどすべての工業製品について、EUからの輸入関税が撤廃された。例えば、乗用車については、関税率3.42%が0%となり、EU外からの輸入関税17.1%との格差が拡大しており、チェコでの日本車の販売は、従来以上に厳しい状況に直面している。関税撤廃の例外品目の例としては、セミ・トレーラーが挙げられるが、2001年1月1日から従来の4.5%が3%に引き下げられた。2002年1月からはEUとの間の工業製品の関税は、完全に撤廃される予定である。

また、2001年2月、チェコ政府は、早期のEU加盟の実現を図るため、通信サービスの付加価値税（VAT）や燃料のVATの税率引き上げ、電力市場の自由化の実施に関し、EU加盟後も一定期間の実施猶予の要求を取

り下げる意向を表明した。

国営企業の民営化についてチェコ政府は、電力、ガス、通信、鉄鋼、銀行（最後に残った1行であるコメルチニ・バンク）などの基幹産業における国有株式の売却を本年中に実施する方針を示している。

国と地方を合わせた財政赤字は2001年にはさらに拡大すると予測され、将来のマクロ経済の不安定要因になりかねず重要な課題となっている。単一通貨ユーロ（欧州通貨同盟：EMU）参加条件を定めたマーストリヒト条約では、財政赤字のGDP比は3%を超えてはならないとされているため、財政赤字の縮小はEU加盟のための最優先課題となっている。

4. EU拡大に関する進出企業の認識と対応

チェコ進出企業にインタビューした結果では、チェコのEU加盟によって各社の事業に生ずる具体的なメリット・デメリットは、各社ともさほど大きくない。例えば、通関手続は、既にEUとの間でかなりの程度共通化が図られており、通関上の問題は全くない。現在、関税やVATの免除を得るためには輸出を証明する書面が必要で通関業務が避けられないが、EU内での通関業務自体がなくなれば、メリットは大きいという見方がある。また、EU加盟により、部品輸入に際して関税の逆転が生じるものがあるが、大きなデメリットではないという見方で共通している。労働コストの上昇については、長期的には上昇するが短期間での急な上昇はないと見ている。したがって、特段、EU加盟を意識した対応はとられていない。

一方で、EU加盟によって生じる影響に関するチェコ政府の調査結果では、中小企業が国際的な競争に勝ち残ることは難しいという点が危惧されている。特に、外国投資の流入拡大に伴い、チェコの外国企業がサプライヤーを外国から連れてくることによって、チェ

コの中小サプライヤーが納入先を失うと見ている。同調査の結果でも、EU加盟によるデメリットを具体的に認識して対応をとっている企業は少なく、インタビュー結果と同様の傾向が示されている。

(1) 松下テレビジョン・セントラル・ヨーロッパ

松下電器産業は、95年にFSを実施し、96年にチェコでの投資（TV製造）を決定、97年4月には操業を開始した。2000年は、年間110万台を製造している。従業員数は約1,500人であるが、日本人駐在員は11人と少ない。チェコ西部のピルゼン市（プラハから南西に約100km）の工業団地への入居第1号であった。同社が、当地に進出を決めた理由は、ドイツのシュトゥットガルトにある同社のTVブラウン管工場に近かったこと、工業都市として工業基盤やインフラが整っていたこと、工科系の教育に優れた大学がごく近くに存在していたこと、95年当時の経済状況が良好であったこと、首都プラハからそれほど離れていなかったことなどである。製品の約8割がEUをはじめとする西ヨーロッパに輸出されている。英国への輸出はポンド建て、欧州の他の国への輸出はユーロ建てで行っている。チェコでの部品調達率は約7%であるが、スロバキアに進出している日系部品メーカーからの納入を含めると15%に達する。2000年にはR&Dセンターを設けている。同工場の不良品率は、1.5%と同社の他工場と比べて極めて低い。同社の投資は、製造業における日本からのグリーンフィールド投資の第1号であり、その順調な立ち上がりと生産の拡大は、成功事例として後続の日本企業に大きな影響をもたらしている。チェコでの投資や調達を検討している日本企業は、同社工場を訪問して現場の情報を収集しており、同社による情報発信は2000年来の日本企業によるチェコへの投資ラッシュに寄与している。

(2) 昭和アルミニウム・チェコ

97年に投資を決定し、99年から操業を開始している。自動車用エアコンのラジエーターを製造している。プラハ空港に近いクラドノ市の工業団地の入居第1号であり、チェコの外国企業に対する投資インセンティブの適用第1号でもある。従業員数は約300人であり、日本人駐在員は4人である。製品の75%はEUに輸出されている。チェコでの部品調達率は3%であるが、徐々に拡大しつつあり、同社によればチェコのサプライヤーのレベルはかなり高い。チェコへの進出を決めた理由の一つは、大口取引先である独フォルクスワーゲン社から、製造業投資ならチェコだという強い勧めがあったことである。チェコのなかでもクラドノ市に決めた理由は、同市が製鉄業を中心とする街であったため失業率が高く、同市が外国企業の誘致に熱心であったこと、プラハに近く駐在員にとって良好な条件であったことなどである。同社の見方では、技術者の基礎レベルは日本よりも高い。空港から近いこともあり、日本企業からの訪問者が多く、日本企業に対する情報発信のベースとなっており、後続の日本企業投資の拡大への貢献度が大きい。

(3) AVXチェコ

AVX社は、もともとは米国を代表する電子部品メーカーであったが、89年に日本の京セラが買収した。チェコへの進出は91年で、英国に設立されたAVXからの出資によるものである。携帯電話や自動車などに用いられるキャパシターを製造している。立地は、チェコ中東部のランシュクロン（プラハから東に約150km）である。そこにチェコのキャパシター・メーカーや工作機械メーカーが存在していたことが動機として大きい。同社の製造設備には、近隣のチェコ・メーカーの工作機械も多い。従業員数は4,800人であるが、日本人の駐在員はいない。製品は100%EUに

.....

輸出されている。チェコでの部品調達率は20%である。同社は、自動車メーカーのシュコダ・オートに次いでチェコで2番目に輸出貢献度の高い企業である。

5. その他

EU加盟条件のなかには、EU内の国にとって受け入れが難しいものもある。労働者の移動の自由がそれであり、ドイツとオーストリアは、EUの東方拡大によって中・東欧からの労働者の移動が増えて国内の職が奪われることを危惧しており、EU東方拡大の実現後7年間中・東欧からの労働移動を制限することを提唱している。しかし、チェコではもともとドイツ、オーストリアをはじめ諸外国への労働者の移動は少ない。2000年にチェコからEU各国へ移動した労働者は1万8千人にすぎず、世論調査の結果でもEU加盟後にチェコからの労働者として移動を考えている数は約17万人である。したがって、このよう

な提案はチェコにとって実害はほとんどないが、チェコ政府および政界は、戦後のヨーロッパ統合の歴史における基本理念に反するものとして反発を示している。

ユーロへの加盟についてチェコ政府は、通貨投機が防止できるというメリットは認めつつも、ユーロへの加盟を急ぐべきではないという立場を表明している。その理由としては、EUとの経済格差や経済構造の違いが大きいのにもかかわらず、個別の通貨政策を放棄することは時期尚早であるという点が挙げられている。特に、インフレへの対応が懸念されている。

最近実施された世論調査によれば、チェコのEU加盟を支持する国民は45%であり、昨年の49%より減少している。チェコ国民のEU加盟に寄せる期待度は、ここ数年にわたって他の加盟候補国に比べて小さいのが特徴である。

(畠山 悟)

加盟後の移行期間と自由化が交渉のカギ(ポーランド)

ワルシャワ事務所

ポーランド政府は、EU加盟に向けての2000年末の重要な2つの出来事にきわめて満足している。1つは、ポーランドのEU加盟に向けた進捗状況に関するプロGRESSレポートでの欧州委員会の好意ある評価であり、もう1つは、2000年12月のニースにおけるEU首脳会議の結果であった。

1. ポーランドとEU

ポーランドは、EUにとってきわめて重要なパートナーである。EUの輸出では、ポーランドは米国、スイスおよび日本に次ぐ4番目の市場であり、EU市場では、ポーランドは米国、日本、中国、スイス、ノルウェー、

ロシア、台湾および韓国に次いで、9番目の輸出国である。EUとポーランドとの間の二国間貿易の増加の割合は、EUの世界貿易よりも高い。「ユーロスタット」によれば、2000年のEUのポーランドとの貿易総額は次のとおりであった。

- ・ EUの輸出額 ; 337億ユーロ
(総輸出額の3.61%)
- ・ EUの輸入額 ; 231億ユーロ
(総輸入額の2.27%)
- ・ 貿易収支 ; 106億ユーロ

ポーランドにとっては、EUは輸出入のい

ずれでも、もっとも重要なパートナーである。ポーランドの対外貿易統計では、財・サービスの輸出の70%がEU向けであり、同輸入の65%がEUからである。ポーランドの貿易赤字の約半分(46%)は、対EU貿易で発生している。

しかし、ポーランドの対EU輸出は、過去数年では車、トラック、キネスコープ、TVなどの輸出が伸びているものの、依然として低加工品(無煙炭、銅、船舶、鉄鋼製品、家具など)の輸出が中心である。ハイテク製品は、ポーランドのEU向け輸出総額の5%を占めるに過ぎないのに対して、EUからの輸入では約50%という高い比率を占めている。

政府戦略的研究センター(RCSS)は、こうしたポーランドの対EU貿易の現状から、「EU加盟後に起こり得る長期的な脅威は、ポーランドがEU諸国向けの原料および安い労働力の供給源になることである」^(注1)という懸念を明らかにしている。また、ポーランドの経済エリートは、将来のポーランドのEU加盟をチャンスとみなす一方で、EUの枠組みの中で経済的かつ政治的な格差拡大の原因になり得るという見方を示している。

2. 「プログレスレポート」に対するポーランドの反応

欧州委は、2000年11月にEU加盟候補国の加盟準備進捗状況に関する「定期年次報告書(以下、プログレスレポート)」を発表した。欧州委の見解ではマルタとキプロスは、すでにEU統一市場で競合できる段階に達している。その他の3カ国(ポーランド、ハンガリー、エストニア)は、短期間のうちに統一市場で競合する能力を実現する。チェコとスロベニアの立場は、経済的判断基準では悪い方に分類される。ポーランドの場合、今回の報告書の方が、前年の報告書の時点と比べて一

層の進展がみられるとしている。

プログレスレポートは、ポーランド・EU関係(貿易とEU加盟交渉)の数多くの困難にもかかわらず、ポーランドに対する前向きな見方で構成されている。プログレスレポートには、ポーランドのEU加盟の政治的および経済的判断基準、加盟前準備期間におけるEUのポーランド向け経済援助、および交渉31項目のうち、29項目の問題点が記載されている。

今回の「プログレスレポート」に対してポーランド政府は、同国に対するEUの準備進捗評価がチェコよりも高いということもあって、大きな満足を示している。一方、チェコでは、チェコの方がポーランドよりも伝統的に加盟準備がはるかに進んでいるとの見解を抱いていたため、「プログレスレポート」は多くの異論を招いた。90年代初め以来、チェコ、ポーランド両国は、EU加盟の目標を掲げて張り合っていることから、チェコに対する欧州委の評価は、ポーランド人になお一層の満足を与えてくれるものであった。

「同レポート」に記載されているポーランドとEUの相互関係における主要な問題点は、ポーランド鉄鋼業界の再構築、特別経済地域(SSE)の扱い、現行の貿易関係(対外貿易の規制)の扱い、および農産物貿易における関税率の一部撤廃である。

「プログレスレポート」は、「ポーランドのEU加盟準備国家計画」を前向きに評価している。国家計画は、欧州統合委員会(KIE)が入念に仕上げ、2000年に修正された。この計画は、EU文書である「加盟のためのパートナーシップ」に対応して作成されたものである。

同レポートは、ポーランドの加盟交渉の漸進的な進捗状況を示している。ポーランドとEUとの交渉に先立ち、ポーランドの法制度

(注1) RCSSの「ポーランドのEUとの統合の分析および推定」(ワルシャワ、98年)に記載

とEUの法制度との整合性についての調査（スクリーニング）が行われた。加盟交渉は98年11月に、31交渉項目中7項目の交渉から始まった。

2001年3月末合計31項目中14項目の分野の交渉が終了している。交渉が終了した14項目は次のとおりである。

項目1．モノの自由移動、3．サービスの自由移動、11．経済通貨同盟（EMU）、12．統計、15．産業政策、16．中小企業、17．科学・研究、18．教育・訓練、19．通信・情報技術、20．文化・オーディオビジュアル、23．消費者保護、26．対外関係、27．共通外交・安全政策、28．財務管理

ポーランドは、すべての分野の交渉を2001年末までに完了することを希望しているが、欧州委では、2001年末の交渉完了はあまりに楽観的過ぎると考えているようである。いずれにしてもポーランド、EUともに、2003年1月を最終期限として交渉を終了することを目指しており、交渉を加速化するため、ポーランドは、移行期間の一部撤回を考慮に入れている。ポーランドは、EU加盟の前に、航空・鉄道輸送やガス市場を自由化し、かつ特別経済地域（SSE）に対する公的援助を制限する可能性もある。

3．ニースEU首脳会議に対するポーランドの反応

2000年12月のニースでのEU首脳会議は、12カ国（中・東欧諸国、キプロスおよびマルタ）の新規加盟に備えるためEUの機構改革について協議し、ニース条約が成立した。今後の拡大EUは27カ国までの加盟が可能になり、新規12カ国には国の人口規模に応じて、EU諸機関（理事会、欧州議会、経済社会評議会、地域評議会、欧州委員会）での持ち票、議席などの配分が用意されている。ポーランドは、EU機関において、スペイン（人口が同程度）と同程度の権利を獲得した（表1参

照）。EU加盟後のポーランドは、EU組織において、スペインと同じレベルに位置することになるが、それは、主要加盟国であるドイツ、フランス、イタリア、英国、スペインよりは劣るものの、残りのすべての諸国に勝ることを意味する。新規12カ国が加盟した後の拡大EUの主要機関における加盟国の代表数は表1のとおりである。

ニース首脳会議は、今後のEU拡大の枠組みを作成したものであり、この枠組みの中でEUは今後準備をしなければならない。

ニース首脳会議の結果は、ポーランドにとってきわめて有望な前途を約束するものである。同会議は、EUが最も早い加盟候補国を受け入れるための準備完了可能日を2003年1月1日と定め、早期加盟候補国との交渉を2002年の末までに終了することも可能とした。しかし、2002年末に交渉が終了したとしても、EU加盟国のすべての議会で同交渉結果を批准しなければならないため、最も早い加盟候補国のEU加盟が実現するのは事実上、2004年以降となる。

ブゼク（Buzek）首相はニース首脳会議の結果について、「ポーランドの偉大な成功である」との見解を明らかにしている。また、「迅速な加盟が実現する見通しが得られたことから、ニース条約は、今後の拡大EUにおけるポーランドの有利な立場を約束するものである。ポーランドのEU加盟問題は、ポーランドの改革の原動力と加盟条件を受け入れるEUの準備態勢にかかっている」としている。

2000年6月には、政府は、EU規則の国内法制化プロセスを加速する（「立法経路の迅速化」）ための法律制定作業の特別タイムテーブルを受け入れた。同テーブルによれば、2002年末までに180～200件の法案が可決される予定であり、そのうち約100件は、すでに審議中であるが議会に送られ可決されることになっている。

表1 EU主要機関における特定多数決の持ち票と議席数の配分

	理事会	欧州議会	経済社会委員会	地域委員会
1. ドイツ	29	99	24	24
2. 英国	29	72	24	24
3. フランス	29	72	24	24
4. イタリア	29	72	24	24
5. スペイン	27	50	21	21
6. ポーランド	27	50	21	21
7. ルーマニア	14	33	15	15
8. オランダ	13	25	12	12
9. ベルギー	12	22	12	12
10. ギリシャ	12	22	12	12
11. チェコ	12	20	12	12
12. ハンガリー	12	20	12	12
13. ポルトガル	12	22	12	12
14. スウェーデン	10	18	12	12
15. オーストリア	10	17	12	12
16. ブルガリア	10	17	12	12
17. フィンランド	7	13	9	9
18. アイルランド	7	12	9	9
19. リトアニア	7	12	9	9
20. スロバキア	7	13	9	9
21. デンマーク	7	13	9	9
22. ラトビア	4	8	7	7
23. スロベニア	4	7	7	7
24. エストニア	4	6	7	7
25. キプロス	4	6	6	6
26. ルクセンブルク	4	6	6	6
27. マルタ	3	5	5	5
改革後のEU合計	345	732	344	344

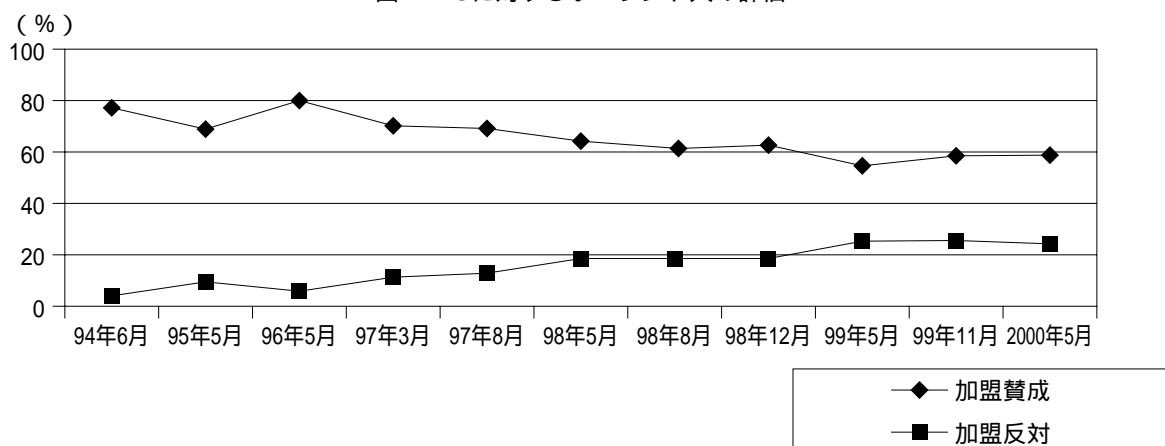
出所：ニース条約より抜粋

政府は、2000年6月には、ポーランドのEU加盟を支援するためにEU諸国における広報促進計画を受け入れた。すなわち、外務省（MSZ）は8,450万ズロチの予算を使い、EU拡大に対するフランス、ドイツおよびオーストリア地域住民の冷たい世論を納得させるためのPR活動を行った。

ニース首脳会議後、ポーランド政府は、EUとの交渉を加速化させる計画を立てている。交渉は、2002年末までに終了する予定であるが、多くの問題を解決するにはいくつか

の障害がある。その中には、一部の交渉分野での移行期間に関するポーランドの提案がある。EUは、ポーランドの移行期間を設けたいという提案の一部（例えば、環境保護、道路インフラの質または燃料備蓄など）を、短期間にそれらを改善するための十分な財務的手段がないとの理由で了解している。しかし、その他の多くの予定移行期間（ガス市場、航空・鉄道輸送などの自由化など）については、ポーランド政府は国内の独占的組織の権益を保護しているとして、提案の一部撤回を要求

図1 EUに対するポーランド人の評価



出所：社会世論研究センター（CBOS）

している。ポーランド政府が、交渉を早く終了するためには、それらの一部撤回の要求に応じることはほぼ間違いないと思われる。

たしかに、ポーランドは、4つの基本原則（すなわち、物品、サービス、資本および人の自由移動）を含め、EU市場統合の条件に適合しなければならない。ポーランド企業は、加盟の時点で十分な競争力をつけていなければならない。ポーランドとEUの双方で、ポーランド企業の競争力には問題がないであろうという楽観的な見解が見られ、ポーランドの企業組織も同じ見解を表明している。ボーク（Bauc）大蔵大臣も、ポーランド経済はEU加盟後の大きなショックに対応できると語っている。しかし、競争力は、経済分野によって異なっており、どの分野が加盟で有利になり、どの分野が加盟の結果として不利になるかに関する研究や公的な予測は一切ない。しかし、最も確率が高いのは、現在成長している分野ではなお一層の成長がみられるということであろう。これらの分野では、ポーランド企業の大部分は外国資本に支配されている。その他の分野では、加盟によって激しい競争に直面するものとみられる。中小企業を中心として、同国産業界では、統一市場で活動することに対する脅威が認識されていない。

ポーランドのEU加盟は、同国企業がコストの大半をEU基準への適合（例えば、ポーランド企業は環境保護に投資しなければならない）に支払っていることから、ポーランド企業の競争力に悪影響を及ぼすことが予想される。政府は、雇用や生産コストを削減し、環境状態を改善するために、国家財源の圧倒的なシェアを占めている重工業（石炭、冶金、ガソリン部門、重化学）の一部を対象とする構造改革計画を入念に仕上げた。これらの部門は、結局民営化されることになるだろうが、大きな資金が必要となるため、外国企業しかそれらの買い手とはならないであろう。外国投資家は、民営化後は、買収した企業の経済条件の改善に努力することになるだろう。

ポーランド企業は、不可欠な技術的变化に対応し、新規流通経路を構築した後は、長期的に徐々にEU諸国との間の自由貿易を享受することになるだろう。ポーランドのすべての生産者（国内市場向け専門に生産するものも含む）は、EUにおける製品の認定や標準化の義務的な要件を実現しなければならないであろう（現行の認定および標準化の方式は、ポーランドとEUの間で異なっている）。他方、統一市場への輸出企業は、自社の製品のEUおよび国内基準・認定への適合という二重手続を回避することができるようになるだろう。

社会世論研究センター（CBOS）が2000年5月に実施した前回の世論調査では、EU支持率は、成人ポーランド人の59%（99年5月比4ポイントの増加）であり、反対は25%（99年5月比1ポイントの減少）であった。さまざまな社会グループのうち、とりわけ農民はEU加盟に対する反対が強く、農業人口の41%が加盟に反対している。農民は、EU加盟に反対するポーランドの唯一のグループである。

中・東欧諸国の中では、ポーランドのEU加盟支持率は、ハンガリーよりも低い（2000年5月時点で支持率68%、反対13%）が、チェコ（同時点でそれぞれ49%と25%）およびリトアニア（同40%と35%）よりは高い。

4. 投資家向けインセンティブ

投資家向けインセンティブでは、94年10月20日の「特別経済区域に関する法律」（官報123/1994第600条）に基づいて創設された特別経済区域（SSE）への投資家に対して最大のインセンティブが与えられている。同法に

基づき、政府は、95～97年の間に、命令により17カ所のSSEを開設した。15カ所のSSEが20年間、2カ所のSSEが12年間の優遇措置期間を有している。2000年には、政府は、2カ所のSSE（SSEマゾフシェとSSEチェンストホヴァ：当該SSEは該当する区域での経済活動に対する許可を与えられなかった）の廃止を決定した。2000年には、政府は、一部のSSEの境界も変更した。この変更の主な理由は、フィアット・オート・ポーランド（同社は、現在SSEカトヴィツェに含まれているピェルスコ・ピヤワでディーゼル・エンジンの工場を新設することを計画している）の圧力によるものであった。

SSEに投資する投資家は、投資してから最初の10年間（SSEクラクフでは6年間）は所得税の免除および次の10年間は所得税の50%の減免が受けられる。この優遇措置は、EUとの加盟交渉が始まる1年前の、95～97年に付与された。SSEの大半は、2017年まで存在するものと想定されている。「競争力政策」をテーマとするEUとの交渉では、ポーラン

表2 SSEの活動状況（2000年6月末現在）

SSE	付与済み許可件数 (件)	投資額 (100万ズロチ)	雇用総数(人)
カトヴィツェ (Katowice)	58	3,400	14,091
ユーロパーク・ミエレツ (Euro-Park Mielec)	36	1,500	5,200
レグニツァ (Legnica)	16	1,273	3,422
ヴァウブジフ (Walbrzych)	22	531	5,076
コストウシン・スウピツェ (Kostrzyn-Slubice)	20	400	1,700
ウッジ (Łódź)	20	395	2,445
クラクフ・テクノパーク (Krakow Techno Park)	6	358	1,900
トゥチェフ・ジャルノヴェツ (Tczew Zarnowiec)	11	213	1,835
スヴァウキ (Suwalki)	61	212	3,500
タルノブジェグ (Tarnobrzeg)	25	170	4,200
スタラホヴィツェ (Starachowice)	17	55	1,225
カミエンナ・グーラ (Kamienna Góra)	8	36	570
ヴァルミア・マズーリ (Warmia-Masuria)	16	36	300
スウプスク (Slupsk)	10	20	625
合計	326	8,600	46,089

出所：経済省

ドは、既存SSEで活動中の投資家に対する優遇措置について、2017年までの移行期間を要求している。

特別経済区域(SSE)における企業活動は、いまや、ポーランドとEUとの間の主要な争点となっている。ポーランドの「SSEに関する法律」は、欧州の立法と両立しない。EUは、SSEへの投資家に対する特別な租税の減免を廃止し、欧州の財務支援(発展途上地域に対する補助金)の原則を導入することを要求している。

このため政府は、法律を改正し、特別経済地域(SSE)への新規投資家に対する財政援助の原則を変更した。法改正の主な理由は、企業および産業部門に対する公的補助をEU規則に適合させるためである。EUで容認されている公的補助の対象は地域である。2000年に、議会は、あらたな「公的補助に関する法律」の法案を可決し、「特別経済区域に関する法律」を修正した。これらの法律はいずれも、現在では、EU規則に適合している。双方とも、2001年1月1日に発効した。

新規規則の主な変更点は次のとおりである。

- ・ SSEにおける新規投資家向けの所得税の全面免除を取り消す。
- ・ SSEへの投資家は、活動地域の発展の程度に対応して所得税の減免(発展の程度が低ければ低いほど高い援助)を得ることができる。
- ・ SSEに対する既存の投資には、租税の免除(10年間の免税および11年目以降は50%の租税の減免)が引き続き付与される。

新たな法律に基づき、経済省(MG)は2000年末までに限定して、SSEにおける新規活動に対する許可を与えることを決定した。SSEにおける活動許可を得たすべての企業は、94年10月以降の旧「特別経済区域に関する法律」で約束されているのと同じインセンティブを得ることができる。

「公的補助に関する法律」および修正済みの「特別経済区域に関する法律」に基づき、2001年1月1日から既存SSEで活動を開始する新規企業には免税措置はない。政府は、公的補助にいわゆる「センシティブ産業部門」を含めるため、新規法律に対応する行政法案を立案した。政府の推定では、(過剰生産の理由で)センシティブ部門には、造船、自動車、鉄鋼冶金、炭鉱、合成繊維、などの産業が含まれる。

政府は99年に「企業向け公的補助に関する報告書」を発表した。同報告書によると、ポーランド企業は、99年には国家予算から91億ズロチ(21億ユーロ)の支援を受け取った。この金額の34.9%(30億ズロチ)は補助金であり、65.1%が租税の減免、信用保証および資金援助(企業に対する株式拠出)であった。

2000年末までにSSEにおける既存の免税を打ち切るとの政府の発表後、多くの投資家は、2000年末以前にSSEに投資することを決定した。カトヴィツェSSEでは、125社が活動許可を与えられたが、そのうち53社は2000年の第4四半期中のものであった。これら125社は、全体で総額48億ズロチを投資し、1万人の労働者を雇用する予定である。SSEクラクフ技術工業団地では、19社が総額で7億ズロチ投資し、3,500人の労働者の雇用が見込まれている。既存SSEには全体で4,600ヘクタールの土地があり、そのうち2,300ヘクタールが700人の投資家に販売されている。700人の投資家は、全体で115億ズロチを投資し、6万7,000人の労働者を雇用する見込みである。2000年末までに、2万7,000人の労働者が雇用された。

経済省がまとめた2000年6月末現在のSSEにおける経済活動状況は表2のとおりである。

EUは、ポーランドのSSE問題の解決策に満足していない。加盟交渉およびプログレスレポートで表明されたEUの異議は、次の2

点に集約される。

- ・ 法的変更にもかかわらず、政府（経済省）は2000年末までSSEにおける新規活動に対する許可を与えることを決定し、多くの企業が租税免除を受けた。
- ・ ポーランドが要求する既存SSE向けの移行期間（2017年）は長すぎる。

ポーランド政府は、付与済みの権益が削減された場合の投資家の変容を懸念している。それは、いまや、加盟交渉における最も困難な問題となっている。しかし、現在既存の9つのSSEを創設する11の命令には、第15条に「租税の減免および優遇措置を変更して、それらを将来のEU加盟国としてのポーランドの義務に適合させることができる」という条項が盛り込まれている。

一方、SSEで活動中の投資家は、2001年1月1日から始まる投資家から地租を徴収する地方自治体当局の措置に満足していない。SSEへの投資家は、91年1月12日以降「租税および地方負担金に関する法律」（官報9/1991第31条のその後の変更版）に基づき地租を減免されていた。しかし地租の免除は、2000年10月13日の時点で、新たな「地域の自治政府の歳入および一部法律の変更に関する法律」（官報95/2000第1041条）により取り消されることになった。この法律により、上記の91年の「法律」から第7条（既存の租税免除の法的根拠）が取り消され、2001年1月1日以降は、地方当局が、投資家に対する地租の賦課または免除を決定することができるようになった。

このように2001年1月1日以降、SSEへの投資条件は以前よりも悪化してきている。

5 . 農産物貿易の自由化

ポーランドは、EU加盟候補国の中でEUとの農産物における自由貿易協定を署名した最後の国である。残りのすべての候補国は、

2000年春に当該協定に既に署名し、2000年7月に発効している。

農産物貿易の自由化に関する、ポーランドとEUの二国間・地域協議が行われたが、問題点が多かった。両当事者は、関税率や農業保護レベルについて論争し、2000年9月27日ようやく協定に署名した。

合意された農産物貿易自由化協定の内容は以下のとおりである。

- ・ すべての農産物の75%（まず最初に、果物、野菜、きのこ、家畜、馬肉）は、相互に関税がゼロとなる。
- ・ 残りのセンシティブ品目と定義された農産物の場合は、無関税の輸出割当量（偶発条項付き製品）を設定し、この割当量を毎年10%づつ増加する。2001年の輸出割当量は次のとおりとする。

表3 2001年の輸出割当量（単位；1,000トン）

	ポーランド	EU
穀類	400	400
豚肉	30	30
豚肉製品	16	1
鶏肉	36	20
チーズ	9	9

- ・ 割当量を超える輸出については現行の関税率が適用される。
- ・ EUの輸出補助金は撤廃される。

協定は、2001年1月1日に発効した。

6 . EUのポーランド向け援助および統合費用

PHARE計画（対ポーランド・ハンガリー経済再建援助計画、その後中・東欧諸国に拡大）の枠組内での、EUのポーランド向け経済援助は、90～99年には、20億5,000万ユーロに達した。EUは、候補国向けに2000年1月から実施される3つの加盟前財政支援計画を策定した。2000～2002年におけるEUのポーランド向け財務支援額は次のとおりである。

- ・ PHARE-IIの枠組内で毎年3億9,800万ユーロ
- ・ SAPARD（農業および農村地域への投資）計画に毎年1億6,860万ユーロ
- ・ ISPA（輸送および環境保護）計画に毎年3億1,200万～3億8,400万ユーロ

EU統合にかかわるコストを推定することは、きわめて困難である。政府の「EUとの統合の恩恵とコストに関する報告書」（2000年7月に発表）は、EU非加盟の場合のコストも示している。同報告書は、99-2002年の予算上の正確な統合費用を示したものである。

表4 ポーランドのEU統合コスト

（単位；100万ズロチ）

	内 訳	1999年	2000年	2001年	2002年	合 計
1	モノの自由移動	12.4	20.6	32.0	31.8	96.8
2	人の自由移動	1.1	3.6	9.1	13.0	26.8
3	サービスの自由移動	1.4	15.5	15.7	15.7	48.3
4	資本の自由移動	18.2	19.9	7.9	8.1	54.1
5	会社法	8.3	12.9	4.4	5.0	30.6
6	競争政策	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	変形（SSEの排除）					850.0
7	農業	299.3	745.5	1,361.0	1,766.0	4,171.8
8	漁業	0.3	19.8	24.3	29.0	73.4
9	運輸	96.8	215.4	286.9	288.4	887.5
10	税制	0.3	0.5	35.6	4.5	40.9
11	経済通貨同盟（EMU）	0.3	0.4	0.5	0.5	1.7
12	統計	20.9	8.6	40.6	7.6	77.7
13	社会政策・雇用	1.0	4.5	3.0	2.8	11.3
14	エネルギー	0.1	0.9	1.1	1.2	3.3
15	産業政策	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
16	中小企業	0.2	23.7	123.2	123.2	270.3
17	科学・研究	48.0	134.5	196.3	252.0	630.8
18	教育・訓練	23.5	31.4	39.1	45.6	139.6
19	通信・情報技術					47.1
20	文化・オーディオ - ビジュアル	2.1	2.5	0.0	0.0	4.6
21	地域政策	0.0	509.4	720.7	1,009.0	2,239.1
22	環境	440.0	400.0	400.0	400.0	1,640.0
23	消費者保護	6.5	7.0	7.5	8.0	29.0
24	司法・内容	185.6	309.4	380.0	344.0	1,219.0
25	関税同盟	12.0	317.0	470.0	400.0	1,199.0
26	対外貿易関係	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	変形	0.0	0.0	180.0	370.0	550.0
27	共通外交・安全保障政策	0.1	0.1	0.0	0.0	0.2
28	財務管理	6.0	2.1	0.0	0.0	8.1
29	財政・予算規定	0.0	0.0	0.5	0.5	1.0
	合計：変形最小	1,185.0	2,805.0	4,159.0	4,756.0	12,957.0
	合計：変形最大	1,185.0	3,655.0	4,339.0	5,126.0	14,357.0

出所：ポーランド政府発表「EUとの統合の恩恵およびコストに関する報告書」

7. ポーランドのEU加盟に対する進出外資企業の見方

ポーランドで活動中の次の外国企業（そのうち、三星を除くすべてがポーランド国内市場向けに生産している）への聞き取りに基づく調査結果を以下にとりまとめた。

- ・大宇自動車（韓国）： ワルシャワ、ルブリン、ナイセなどの自動車、バンおよび部品工場。部品の輸入、自動車の輸出。
- ・大宇エレクトロニクス（韓国）： プルシクフ（Pruszków）のTV工場。サブアセンブリの輸入、TVの輸出。
- ・ティムケン（米国）： ソスノヴィエツのローラーベアリング工場。軸受鋼の輸入、ローラーベアリングの輸出。
- ・コルゲート・パルモリヴ（米国）： ワルシャワ近郊のハリヌフ（Halinów）の化粧品工場。化粧品の輸入。
- ・アセロン・ケミカルズ・アンド・ファイバ・コープ（台湾）： トマシュフ・マゾヴィエツキの合成繊維工場。生産用機械類を輸入し、最終製品を輸出。
- ・R. J.レイノルズ・タバコ会社（米国）： ピアセスノ（Piaseczno）の工場。タバコの輸入、国内市場向け生産。
- ・三星エレクトロニクス（韓国）： ワルシャワのオフィス・ビルおよび流通。電子機器の輸入。
- ・UNPホールディングス（カナダ）： 食品業界、包装機器およびガラス向けの機械生産会社に対する出資。国内市場向け生産。
- ・サウス・アフリカン・ブルアリス（南ア共和国）： Kompania Piwna SAの最有力株主。国内市場向けビールの生産。

上記の企業は、ポーランドのEU加盟後のメリットがデメリットより大きいことを期待している。これら企業の大半にとって最も重

要な点は、自動車部品やタバコ製品を中心とする、輸入品の関税率引き下げである。EU加盟国として、ポーランドは、関税率が比較的低いEUの関税率を受け入れることになる。対外貿易協会（IKiCHZ）の推定によると、輸入生産財に対する平均関税率は、2000年の6.2%からEU加盟後は2.6%に引き下げられ、欧州共通貿易政策（ポーランドの東の境界がEUの境界となる）に準じた欧州共通関税が適用されることになる。自動車、自動車部品、タバコの場合、ポーランドの関税率は、EUの関税率よりもかなり高い。

ポーランドのEU加盟の結果、世界のEU域外企業のポーランド市場へのアクセスはより自由になる。ポーランド政府は、次の品目を中心として、「第三国」からの競争が激化することを期待している。すなわち、ビデオ機器、掃除機、繊維、医療器械、機械部品などである。米国、カナダ、日本、韓国、台湾、香港、シンガポール、オーストラリアおよびニュージーランドからの、加盟後の生産財の輸入増加は9.5%（「EUとの統合の恩恵および費用に関する報告書」によれば約3億3,000万ドル）と推定されている。

ポーランドで活動中の企業は、EU市場に自由にアクセスできるようになる。聞き取り調査対象の全企業にとって、前途はおおいに有望である。企業（たとえば、台湾のアセロンなど）は、EUの製品基準をすでに取り入れており、近い将来同基準を維持するのに何の問題もない。自由化の中でポーランドの工場を買収した企業は、製品基準を急速にEU要件に適合させつつある。この問題では、ポーランドの地場企業がより多くの問題を抱えることになる。

調査対象の企業は、EUのより高度な環境保護要件への適合におけるトラブルを予見していない。応用近代技術は、環境に比較的やさしいからである。生産企業はポーランドのEU加盟後、EUの環境保護基準への適合に費

.....

用の大半を支払うことになる。国内企業（民営および公営）は、近い将来、環境保護に投資しなければならなくなる。国内企業は、ポーランドで活動中の世界のEU域外企業よりも不利な立場に立たされることになる。欧州委の推定では、ポーランドの自然環境のEU基準への適合費用は総額で340億～350億ユーロに達する。

インフラ（電気通信や輸送）は、現在、経済活動の障害のひとつである。調査対象企業は、ポーランドのEU加盟によりインフラが改善されることを希望している。ポーランド政府は、99～2002年の間に輸送インフラに対し約9億ズロチの予算を割り当てることを計画している。この金額は欧州委の推定と比べれば、それほど大きなものではない。ポーランドの輸送インフラに対するニーズの総額は360億ユーロに達する。輸送や環境保護に対処するためのEUのISPA計画には、プロジェクトに応じて、年間3億1,200万～3億8,400万ユーロの予算が割り当てられている。

調査対象企業の推定では、労働コストの上昇が、ポーランドのEU加盟によって想定される唯一の不利な結果である。しかし、この上昇は、急激にではなく徐々に起こるものと予想されている。このため企業には、新しい条件に適合するための時間的な余裕がある。その上、ポーランドでは、労働能力が、実質賃金の上昇より高い度合いで向上している。

加盟後のポーランドの労働コストは、現在のEU15カ国よりも引き続き低い水準で推移すると見られている。

調査対象企業は、ポーランドのEU加盟から上記以外に次のような恩恵が得られることも期待している。

- ・ 事業上の問題解決に際して、公的セクターの迅速な対応が図られる。
- ・ 行政管理が高度化し、汚職が減る。ポーランド企業の推定では、中央、地方を問わず、さまざまな役所で汚職が多い。
- ・ 経済問題を扱う裁判所の質が向上する。
- ・ 炭鉱および冶金を中心として、不採算産業分野に対する財政支援が削減される。
- ・ 財政支出の減少の結果、租税額をできるだけ引き下げることができる。
- ・ 外国の直接投資額の流入が増加する。
- ・ ポーランドの、通貨統合および為替相場メカニズム（ERM）へのアクセスおよびユーロ導入。これらはポーランド政府の予測では、2006年には可能とみている。

一般に、ポーランド市場で活動中の「第三国」企業における同国のEU加盟支持の度合いは、国内企業よりも高い。さらに、これら外国企業がポーランドのEU加盟の恩恵にあずかる度合いが国内企業よりも高くなるのは、ほぼ間違いないと思われる。